

14. 4-474イ



1200501206538

14

47

和 二 年 二 月

農 家 經 濟 調 查

農 林 省 農 務 局



始



凡 例

本調査は本省が大正十年より道府縣農會に委囑し今尙續行中の經濟調査中
大正十三年度成績の概要なり。即大正十三年二月一日より大正十四年一月
三十一日に至る滿一ケ年間に涉り自作農、自小作農、小作農に一定の様式
の帳簿を配布し事實を記帳せしめたる結果を収録し、尙附録として
一年度及同十二年度調査を掲記せるものなり。

昭和二年二月



農 林 省 農 務 局

大正十三年

農家經濟調査目次

第一章 調査の範圍及方法

- 第一 調査の地域及戸數……………一
- 第二 調査の客體……………二
- 第三 調査の機關……………二
- 第四 調査の期間……………二
- 第五 調査の様式……………三
- 第六 調査の事項……………三

第二章 調査成績の概要

- 第一 調査農家の種類及戸數……………八
- 第二 農業組織……………一三
- 第三 家族員數……………一三
- 第四 土地面積……………一四
 - (一) 農業用土地面積……………一四
 - (二) 農業以外土地面積……………一七
- 第五 農業資本……………一八

第六	農家總純財產	二
(一)	農業純財產	二
(二)	農業以外純財產	三
(三)	農家總純財產	四
第七	農業總收入	五
第八	農業所得	七
第九	農業以外總收入	九
第十	農家總收入	一〇
第十一	農事家事以外の經費	三三
第十二	農家の經費	三三
第十三	農家の所得	三四
第十四	農家の餘剩	三五
第十五	農業經營費	三八
第十六	家計費	四三
第十七	家族労働時間	四七
第十八	農業組織別より見たる農業所得	四八
第十九	農家の負擔	五

第三章 農家經濟調查累年比較

(一)	調査農家戸數	六〇
(二)	農業用土地面積	六〇
(三)	農業資本	六二
(四)	農業所得	六三
(五)	農家の所得	六三
(六)	家計費	六三
(七)	農家の餘剩	六四

附 錄 大正十一年度 農家經濟調查

大正十一年度 農家經濟調查 六七

第一 大正十一年度 農家經濟調查

(一)	調査區域及調査農家の戸數	六九
(二)	農業用土地面積	七三
(三)	農業資本	七三
(四)	農家總純財產	七四

四

第二一 大正十二年度 農家經濟調査

(一) 調査區域及調査の戸數……………九六

(二) 農業用土地面積……………九六

(三) 農業資本……………一〇〇

(四) 農家總純財産……………一〇三

(五) 農業總收益……………一〇五

(六) 農業經營費……………一〇七

(七) 農業所得……………一一〇

(八) 農業勞働……………一一一

(九) 農家總收益……………一一三

(十) 農家の經營……………一一四

(十一) 農家の所得……………一一四

(十二) 家計費……………一一五

(十三) 家族員數及家族一人當家計費……………一一二

(十四) 農業所得より家計費を差引たる過不足……………一一三

(十五) 過剩農家戸數……………一二四

(十六) 物價表……………一二七

五

(四) 農家總純財産……………一〇三

(五) 農業總收益……………一〇五

(六) 農業經營費……………一〇七

(七) 農業所得……………一一〇

(八) 農業勞働……………一一一

(九) 農家總收益……………一一三

(十) 農家の經營……………一一四

(十一) 農家の所得……………一一四

(十二) 家計費……………一一五

(十三) 家族員數及家族一人當家計費……………一一二

(十四) 農業所得より家計費を差引たる過不足……………一一三

(十五) 過剩農家戸數……………一二四

(十六) 物價表……………一二七

農務局
調査

農家經濟調査 (大正十三年度)

第一章 調査の範圍及方法

第一、調査の地域及戸數



北海道地方 二戸

東北地方

九戸の府縣 岩手 秋田 福島
二戸の府縣 青森 宮城 山形

關東地方

九戸の府縣 茨城 栃木 神奈川
二戸の府縣 群馬 埼玉 千葉 東京

北陸地方

九戸の府縣 新潟 福井
二戸の府縣 富山 石川

中部地方

九戸の府縣 長野 岐阜 静岡 三重
二戸の府縣 山梨 愛知

近畿地方

九戸の府縣 京都 兵庫
二戸の府縣 滋賀 大阪 奈良 和歌山

- 中國地方 { 九戸の府縣 || 山口
 { 二戸の府縣 || 鳥取 島根 岡山 廣島
- 四國地方 { 九戸の府縣 || 徳島 愛媛
 { 二戸の府縣 || 香川 高知
- 九州地方 { 九戸の府縣 || 福岡 長崎 宮崎
 { 二戸の府縣 || 佐賀 熊本 大分 鹿兒島

第二、調査の客體

調査地方の中庸の農家を標準として選定したるものなるが九戸の府縣にありては自作農、自作兼小作農、小作農三戸宛とせり。

第三、調査の機關

全國道府縣農會（沖繩を除く）に農家經濟調査主任を置き、記帳農家の選定及記帳の指導を行はしめ、且つ記帳終了後成績を取纏めて提出したるものを農務局に於て全國的に集計したるものなり。

第四、調査の期間

大正十三年二月一日より大正十四年一月末日に至る滿一ヶ年間記帳せしめたるものなり、但し九戸

の府縣は大正十年より繼續したるものにして、二戸の府縣は大正十三年より開始したるものなり。

第五、調査の様式

調査の様式は帳簿記名式とす。帳簿の種類次の如し。

- 第一冊……概況、財産臺帳、現金出納帳、現物受入簿、現物支拂簿、物價表
- 第二冊……日誌、覺帳

第六、調査の事項

本調査に於ては農家の經濟状態を明かにせんが爲めになしたるものにして、其の道程として、農業總收入、農業經營費、農業所得、農家の總收入、農家の經費、農家の所得、家計費、農家の餘剰等の項目を観察し、其の他家族の状態、財産状態、農業労働状態等を附加せしめたるものなり。

(一) 家族員數=男女數、従業者數、兒童數は在在期間に依りて員數を定めたるものにして、成人換算、家族人員は更に下の如き換算率を用ひ、成人換算労働人員は成年男子の能率を10とし、性別、年齢別等に依りて定められたる能率を用ひたり。
家族成人換算率は下の如し。(獨逸に於て採用せるもの)

成年男子	滿十五歲以上	1.0
成年女子	滿十五歲以上	0.8

滿十三歲以上	滿十五歲未滿	0.5
滿十歲以上	滿十三歲未滿	0.4
滿七歲以上	滿十歲未滿	0.3
滿四歲以上	滿七歲未滿	0.2
滿四歲未滿		0.1

(二) 農用土地 } 耕作地=田、畑、園地 但し所有借入を含む。
 其他=宅地、山林、原野等 但し所有借入を含む。

(三) 農業以外土地=他人に貸付したる土地、家事専用の土地を含む。

(四) 農業資本=土地、土地改良、建物、農具、動物、植物、現物、現金及之に準ずるもの所有及借入を含む。但し動物、農具、植物、建物にありては便宜兩者に分たずして合計を記入せり。

∨ (五) 農業純財産=農業資産-農業負債。

(六) 農業以外純財産=農業以外資産-農業以外負債。農業以外資産とは農業經營以外に於て所有する土地、建物、土地改良、家具家財、動物、植物、現物、現金及之に準ずるもの合計を云ふ。

(七) 農家純財産=農業純財産+農業以外純財産。

(八) 耕種収入=稻、麥、野菜、桑、果實、種苗、花卉等の主産物及副産物の収入及圃場植物の

増價額。

(九) 養蠶収入=繭、蠶沙等の収入。

(一〇) 養畜収入=鶏卵、家鶏、豚、牛、馬、鶏糞、厩肥等の収入及動物の増價額。

(一一) 農産加工収入=葉加工品、竹加工品、生絲等加工品の収入。

(一二) 其の他の収入=費用山林よりの収入、農業財産利用による収入、堆肥其他農業に關係ある収入。

√ (一三) 農業總収入=耕種収入+養蠶収入+養畜収入+農産加工収入+其他収入。

(一四) 農業所得=農業總収入-農業經營費。

(一五) 農業以外生産物収入=人糞尿、灰等農業經營以外の生産物収入。

(一六) 俸給、勞銀等=自家の農業以外の爲めになしたる勤務に基づく収入及之に類するもの。例へば月給、年金、手當、勞賃、其他兼業に依る収入。

(一七) 財産利用収入=農業以外の財産利用による収入。例へば貸付地の小作料、貸付金、預金等の利子、家賃、席料等の収入。

(一八) 其他収入=冠婚葬祭、新築、觀光等の被贈収入、品評會の賞與、古衣、紙屑等の販賣代金等。

(一九) 農業以外總収入=農業以外生産物収入+俸給勞銀等+財産利用収入+其他収入。

(二〇) 農家總収入=農業總収入+農業以外總収入。

- (三一) 農事家事以外の経費=財産利用の爲めの支出+勤務及兼業の爲めの支出+其の他の支出。
- (三二) 農家の経費=農業経営費+農事家事以外の経費。
- (三三) 農家の所得=農家の総収入-農家の経費。
- (三四) 農家の餘利=農家の所得-家計費 但し餘利(A)とは總家計費(A)を控除せるもの、餘利(B)とは總家計費より臨時的なるものを除ける家計費(B)を控除せるもの。
- (三五) 農業経営費=土地費+建物費+農具費+種苗費+蠶種代+家畜代+飼料費+肥料費+光熱費+薬剤費+加工原料費+労賃+農業負債利子+動物減價額+植物減價額+諸負擔+小作料+農業賃借料+其他。
- (一) 凡ての費用を現金支拂及現物支拂に分ちたり。
- (ロ) 土地費、建物費、農具費、家畜代、其の他の諸費用を經常費と臨時費とに分ち。但し臨時費は取纏上便宜の用語にしてその本質は投資額と見做すべきものなるを以て農業所得、農家の経費、農家の餘利を出す時には控除せり。
- (ハ) 建物、農具、動物及植物に付きその減價額を計算したり。
- (ニ) 經常の農業経営費=經常的現金支拂額+經常的現物支拂年額+減價額。
- (ホ) 農業経営費中労賃には自家労賃及自家所有役畜労賃を含まず。
- (二六) 家計費=第一生活費(住居費+飲食費+被服費+光熱費+什器費)+第二生活費(修養費+教育費+交際費+諸掛+慰安費+保健衛生費+冠婚葬祭費+其の他)+家事未拂金。

- (一) 凡ての費用を現金支拂及現物支拂に分ちたり。
- (ロ) 保健衛生費、冠婚葬祭費及其の他の費用を經常費と臨時費とに分ちたり。
- (ハ) 住居費のみに付き減價額を計算したり。
- (ニ) 家計費(A)=經常費+臨時費+減價額。
- (ホ) 家計費(B)=經常費+減價額。
- (二七) 諸負擔とは租税、會費、組合費等の合計なり。
諸負擔を農事、家事、其他の三者に分ち。不明なるものは大體下の標準に據れり。

農事	10	10	5	8	—	5	8	10	5	—	10	10	10	10	10	10	8	—	—
家事	—	—	5	5	2	—	10	5	2	—	5	5	—	—	—	—	2	10	10
其他	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—

(二八) 家族労働時間。

(一) 農事=耕種、養蠶、養畜及之に伴ふ農産製造と是等に伴ふ販賣購買に従事し

たる時間。而して日數に換算するには地方別、季節別、能率別を斟酌して換算せり。

(ロ) 家事＝農業と兼業とを離れて生活の爲めに要したる労働時間。

(ハ) 其他＝兼業及報酬を受くる労働時間、例へば大工、左官、屋根師、行商等の兼業を始め、出稼、車力其他人の爲めに雇はれて賃金を得る時の労働時間を云ふ。

第二章 調査成績の概要

第一、調査農家の種類及戸數

大正十三年度調査開始せし農家は百三十二戸にして内自作農九十戸、自小作農八十戸、小作農六十戸なりき。而るに中途記帳中止せし爲め取纏不能に陥りし農家七戸、取纏正確なれども普通農家との比較上特種的農家の爲全國的集計に加ふること能はざる農家十戸、取纏不備にして集計に加ふること能はざる農家二十九戸、此の合計四十六戸にして調査全農家戸數の二〇%に相當す。採用農家戸數は百八十六戸にして、調査全農家戸數の八〇%に相當し、内自作農六十八戸、自小作農六十九戸、小作農四十九戸なり。

地方別、道府縣別に觀れば次の如し。

地方別	道府縣別	調査全戸數			採用不能戸數			採用戸數			
		自作	自小	計	取纏不能農家	取纏不備	計	自作	自小	計	
北海道地方	北海	1	1	2				1	1	2	
	道										
	計	1	1	2				1	1	2	
東北地方	青森	3	2	5				3	2	5	
	岩手	3	3	6				3	3	6	
	宮城	2	3	5				2	3	5	
	秋田	3	3	6				3	3	6	
	山形	2	3	5				2	3	5	
	福島	3	3	6	4	1	5	1	3	4	
	計	13	13	26	4	1	5	9	12	21	
	關東地方	茨城	3	3	6				3	3	6
	栃木	3	3	6				3	3	6	
	群馬	2	3	5				2	3	5	
埼玉	1	3	4				1	3	4		
千葉	2	3	5				2	3	5		
東京	2	3	5				2	3	5		
府	2	3	5				2	3	5		
計	12	15	27				12	15	27		

四國地方

中國地方

近畿地方

高愛香德	山廣岡島鳥	和奈兵大
計知媛川島	計口島山根取	計歌良庫阪
縣縣縣縣	縣縣縣縣縣	縣縣縣府

六	三	三	七	三	二	二	一	三	二	二	三	一
一〇	二	三	二	三	七	三	二	二	六	一	三	一
六	三	三	三	三	一	一	一	七	一	三	一	一
二	二	九	二	九	一	七	九	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	一	一	一
五	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	三	二	一	一	一	一	七	一	一	二	一
三	一	一	二	六	三	二	一	九	一	一	二	一
七	一	二	二	二	八	四	二	二	六	一	三	一
六	三	三	二	二	一	一	一	四	一	二	一	一
一	六	一	六	二	七	一	二	一	九	一	一	七

中部地方

北陸地方

京滋	三愛靜岐長山	福石富新	神
都賀	計重知岡阜野梨	計井川山瀉	奈
府縣	縣縣縣縣縣	縣縣縣縣	川

三	二	一	四	三	二	三	三	三	一	七	三	一	三	一	六	三
三	一	四	三	三	三	三	二	九	三	一	二	三	一	〇	三	三
三	一	二	三	三	三	三	一	六	三	一	三	三	九	三	三	三
九	二	四	〇	九	二	九	九	九	二	二	九	二	二	九	三	五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	〇	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七	六
二	二	〇	一	二	三	三	三	一	五	三	一	一	一	一	三	一
三	一	一	一	二	三	三	二	一	〇	三	一	二	四	一	八	一
二	一	九	一	三	三	三	一	六	三	一	三	三	七	一	一	一
七	二	三	〇	二	八	九	九	二	二	九	二	二	八	二	八	三

全 國 計	九州 地方					
	鹿 兒 島 縣	宮 崎 縣	大 分 縣	熊 本 縣	長 崎 縣	福 岡 縣
三九	一三	一三	一三	一三	一三	一三
八〇	一三	一三	一三	一三	一三	一三
六三	一〇	一三	一三	一三	一三	一三
三三	三五	二九	二九	二九	二九	二九
三七						
一〇	一					
二九	七	七				
四六	八	七				
六八	一〇	一				
六九	九	一				
四九	八	二				
一八六	二七	二二	二二	二二	二二	二二

第二、農業組織

調査農家の分布を農業組織の状態より分類すれば次に示すが如く、田畑相半ばし養蠶を営む組織最も多く六十一戸にして全農家の三三%を占む、最も少なきは畑作を主とし養蠶を営まざる組織にして六戸、四%に當る、尙全農家を養蠶を営むものと然らざるものとの兩組織に分類すれば前者は百一戸、五四%後者は八十五戸、四六%に當る。

農 業 組 織	自作農			自小作農			小作農			計			割合		
	戸	%	計	戸	%	計	戸	%	計	戸	%	計	戸	%	計
田作を主とする組織	八	一三	一〇	一	一	一	三	一〇	三	四	一〇	三	一六	一六	一六
畑作を主とする組織	三	四	三	二	二	二	三	六	六	一〇	四	三	一五	一五	一五
田畑相半ばする組織	二	三	二	二	二	二	一	三	二	六	一六	三	四	四	四
蔬菜栽培を主とする組織	七	一〇	六	一	一	一	一	二	二	二	六	三	二	二	二
計	六八	一〇〇	六八	六九	一〇〇	一八六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第三、家族員數

調査農家の八十六戸に就きて觀れば家族員數は一戸當約七人にして、男女別にすれば男三・三四人女三・四〇人にして女子員數の方男子より多數なり。而して六・七四人の家族員中農業の經營に従事するものは三・七四人にして家族員數の五五%に當り、兒童數は一戸當約三人に當る。北海道を除く百八十四戸に於ては大體上述の數字に近接すれども稍僅少の状態なり。

自作農、自小作農、小作農の家族員數を窺ふに、自作農は七・五二人にして最も多く、自小作農六・九三人、小作農五・七八人にして最も少なし。従つて従業者に於ても兒童數に於ても自作農最も多く、

自小作農、小作農の順位なり。之が實數を示せば次の如し。

種別	男	女	計	内従業者數	内兒童數
自作農(六十八戸平均)	三・六九	三・八三	七・五三	四・〇九	三・四四
自小作農(六十九戸平均)	三・四六	三・四七	六・九三	三・九五	二・七四
小作農(四十九戸平均)	二・八八	二・九〇	五・七八	三・三〇	二・四〇
全 國(百八十六戸平均)	三・三四	三・四〇	六・七四	三・七四	二・六六
(以下北海道を除く)					
自作農(六十七戸平均)	三・六五	三・八一	七・四六	四・一〇	三・〇四
自小作農(六十八戸平均)	三・三〇	三・六五	六・九五	三・九五	二・七二
小作農(四十九戸平均)	二・八八	二・九〇	五・七八	三・三〇	二・四〇
全 國(百八十四戸平均)	三・二七	三・四五	六・七三	三・七五	二・七三

第四、土地面積

(一) 農業用土地面積

調査農家百八十六戸の農用土地面積は一戸當平均二町六反二畝五歩にして田、畑、園地の耕作反別は一町七反九畝八歩に當り、北海道を除く百八十四戸の農家に就きて觀れば前者は二町四反八歩、後者は二町七反十三歩に相當す。農業用土地面積に對する耕作反別の割合は七六%にして北海道を除けば

七一%となる。耕作反別の内容に於ては田最も多く、全國平均にては五五%北海道を除けば七〇%の過半數を占め、畑地は前者三六%後者一八%にして北海道に於て明かに多大なるを示すものなり。自作農、自小作農、小作農別に農業用土地面積を觀るに、全國平均に於ては自作農最も多く三町七反二畝二十歩、自小作農之に次ぎ二町五反四畝六歩、小作農最も少く一町五反九畝十七歩なり。斯くの如く自作農の大なるは山林を多く有するが爲めに耕作反別は自作農二町三反餘、自小作農二町二反餘にして大差なく依然として小作農は甚だ少くして一町四反餘に過ぎず。故に農業用土地面積に對する耕作反別の割合は自作農最も少くして六一・九%に當り、自小作農稍々多く八七・一%、小作農却つて九一・四%の大部分を占む。北海道を除ける自作農、自小作農、小作農の土地面積の状況は稍々異なるものあり、即ち農業用土地面積に於ても、或は耕作反別に於ても自作農及自小作農は何れも三反歩餘の減少を見、且農業用土地面積に對する耕作反別の割合も減少し、殊に自作農に於て甚だしく、約半ばの五三・四%に過ぎず。耕作反別に於ける田、畑、園地の割合は三者とも田地最も多けれども、自作農、自小作農に於て北海道を含む場合は北海道は畑地のみなるが故に比較的田畑の割合近接するに反し、北海道を除けば田地は最も多くして自作農は六五・七%、自小作農七三・一%、小作農七二・五%の大部分を占むるの状態にして我が國農業が田作を主とするを明かに物語るものと云ふべし。次に農業用土地面積の實數及割合を示せば左の如し。

種別	實				數			農用土地面積に對する割合		耕作反別に對する割合	
	田	畑	園地	耕作反別計	宅地	山林原野農用土地其他面積合計	反耕作以外土地	田	畑	園地	
自作農(平均六十八戸)	二〇・六三三	一〇・三三三	二・〇三三	三三・〇一八	五〇・九二三	六・二四三	六・二	三八・二四六	二四・四	九・〇	
自作農(平均六十九戸)	一一・九〇一	八・五〇五	一・七〇四	二二・一一〇	四〇・九	二・八七二	八・七	一一・九五三	八・三八	七・七	
自作農(平均四十九戸)	一一・五二二	二・四二二	一・五三三	一四・五二六	三〇・〇	一・〇二二	九・一	九・六七三	五・一六	七・〇	
全 國(平均八十六戸)	一一・〇二二	七・一〇〇	一・七二七	九・九〇八	四〇・六	五・八二二	七・六	二四・〇五五	四・三五	九・〇	
自作農(平均六十七戸)	一一・九三三	三・九〇三	二・三〇一	一八・二〇六	五二・二五	三・三三四	五・三	四七・六六五	七・二	五・二	
自作農(平均六十八戸)	一一・三三七	三・〇〇一	一・九〇一	一八・三〇八	四一・〇	三・二〇四	八・三	一七・六七三	二・六	四・一	
自作農(平均四十九戸)	一一・五三二	二・四二二	一・五三三	一四・五二六	三〇・〇	一・〇二二	九・一	八・六七三	五・一六	七・〇	
全 國(平均八十四戸)	一一・九二四	三・一〇五	一・九四一	一七・〇一三	四〇・七	六・五二八	七・〇	二九・一七〇	三・一八	三・一	

(二) 農業以外土地面積

調査農家百八十六戸の農業以外土地面積は一戸平均四反八畝二十七歩にして北海道を除く百八十四戸の農家に就きては五反一畝八歩に相當す。自作農、自小作農、小作農別に觀れば自作農最も多くして八反四畝三步を有し、小作農最も少く六畝二十七歩を有するに過ぎず。自作農は大部分は他人に貸付くるものにして、其の他の小面積を宅地又は家事専用の土地に當つるものなり。自作農に於て借入地あるは宅地を借り入るゝが爲めなり。

三階級に就き農業以外土地面積の所有、借入の状況を見れば次の如し。

種別	所有	反別	借入	反別	合計
自作農(平均六十八戸)		八・三二九		〇・〇一四	八・四〇三
自作農(平均六十九戸)		五・五二四		〇・〇〇七	五・五三一
自作農(平均四十九戸)		〇・三三五		〇・三〇三	〇・六二七
全 國(平均八十六戸)		四・七一九		〇・一〇八	四・八二七
(以下北海道を除く)					
自作農(平均六十七戸)		八・四三三		〇・〇一六	八・五〇九
自小作農(平均六十八戸)		六・一〇九		〇・〇〇八	六・一一七
小作農(平均四十九戸)		〇・三三五		〇・三〇三	〇・六二七
全 國(平均八十四戸)		四・九二九		〇・一〇九	五・〇三八

第五、農業資本

調査農家百八十六戸の農業資本は一戸當平均一萬四千三百五十七圓餘にして、北海道を除く百八十四戸の戸當平均は一萬四千九百七十二圓餘にして前者より稍々多し。
 農業資本の内容を見るに土地資本はその中大部分を占め七九%に當り次に位するは建物にして八・〇%に當る。更に植物、農具、動物、現金及之に準ずるものと土地改良の順位にして、何れも八%以下に當る。北海道を除く百八十四戸に就きては其の順位は前者と略同様なるも、其の割合土地及植物に於て多く、農具、動物及現物に於て稍々少く、建物並に現金及之に準ずるものに於てその割合同様なり。

更に自作農、自小作農、小作農の三者に就きてその内容を觀察するに、土地は金額に於ては自小作農最も多く自作農稍々少く、小作農最も僅少なれども、農業資本に對する割合は自作農最も少く、自小作農、小作農に到る程増大するの傾向あり。其他の資本に於ては大體に於て自作農、自小作農、小作農の順位を取り、金額及割合に於て大なる懸隔を見ざれども、建物及植物に於て相當の差あるを見るべし、即ち建物に於ては小作農甚だ少額にして自作農の約三分の一、自小作農の約二分の一に過ぎず。又植物資本に於て自作農斷然多額を占むるは多くの山林、果樹園等を有するが爲なるべし。

但し上述の農業資本には借入資本を含む。借入固定資本は主として土地にして、其他動物、農具、植物及稀に建物等あり。百八十六戸の戸當平均は四千七百四十七圓餘にして、自作農は最も少く、

三百二圓餘に過ぎざれども自小作農、小作農に到るほど甚だ多額に上り、小作農の如きは八千九百八十圓餘に達す、之土地の借入多きが爲めなり。次に其他負債は主として貨幣にして其の額前者に比し甚だ少く、百八十六戸の戸當平均は三百十五圓餘、借入固定資本の十分の一に充たざるの状況なり。又前者と反對に、自作農に於てその額多く四百七十九圓餘を示し、自小作農、小作農に到るほど漸次減少して、二百七十七圓餘より百八十七圓餘に至る。北海道を除く百八十四戸の内に於ては、自小作農最も多く二百八十七圓餘、次は稍々少く自作農にして二百四十二圓餘、小作農依然として最少を示す。

更に農業資本より借入資本を除きたるものは即ち農業純財産に相當するものなり。

(一) 全國(實數及割合)

種別	全國(百八十六戸平均)				割合			
	自作農 (六十八戸平均)	自小作農 (六十九戸平均)	小作農 (四十九戸平均)	全 (戸平均)	自作農	自小作農	小作農	全國平均
土地	二、〇三、八九五	二、六一三、〇五〇	九、五七八、七三六	四、一〇二、四三三	七三・七%	八一・九%	八六・三%	七九・五%
内借入	二、九六、六九六	四、九五〇、八三二	八、九六〇、八四五	四、七三六、〇九四	—	—	—	—
土地改良	一一、〇四〇	一、八五六	—	四、二九九	〇・一%	—	—	—
建物	一、七〇七、二一八	一、一七九、八二二	五六四、四四〇	一、一五二、一三六	一〇・三%	七・七%	五・一%	八・〇%
農具	三三三、四三八	二九〇、八六三	二二五、七六七	三〇〇、〇三〇	二・三%	一・九%	二・〇%	二・一%
動物	三三九、〇八三	三〇三、三五九	一一〇、四三五	一八七、二九三	一・五%	一・三%	一・一%	一・三%

種別	北海道を除きたるもの(實數及割合)				割合			
	自作農 (平均六十七月)	自小作農 (平均六十八月)	小作農 (平均四十九月)	全國 (平均百八十四月)	自作農	自小作農	小作農	全國平均
植	一、三五〇・六四	四三六・三二九	二四九・五三五	六七九・二七六	八・三	二・八	二・二	四・七
現	六七〇・三二九	五〇三・八五六	二七九・四四七	四八四・一七七	四・〇	三・三	二・五	三・四
現金及之に準ずるもの	一四八・八七九	一七五・二六六	九五・二五五	一三九・八〇〇	〇・九	一・一	〇・九	一・〇
合	一六、五五〇・七九三	一五、四〇二・三〇〇	一、一八、六〇五	一四、三五七・二三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
借入	三〇二・〇三三	四、九六〇・一二一	八、九八〇・一六〇	四、七四七・四三五				
借入(借入固定資本)	四七九・七九四	二七七・九〇七	一八七・七七七	三二五・一五九				
資本(其他負債)	一五、七六八・九七六	一〇、一六四・二七三	一、九五〇・六六八	九、二九四・六三九				
農業純財産								

(二) 北海道を除きたるもの(實數及割合)

種別	北海道を除きたるもの(實數及割合)				割合			
	自作農 (平均六十七月)	自小作農 (平均六十八月)	小作農 (平均四十九月)	全國 (平均百八十四月)	自作農	自小作農	小作農	全國平均
土	二、五九〇・七三二	三、六五九・六八一	九、五七八・七三六	一、九一九・一六〇	七三・五	八二・六	八六・三	七九・六
内	三〇八・六九三	五、三五九・六七三	八、九〇〇・八四五	四、八七六・四〇四				
地	一、二八四・三	二、〇八八		四、八三六	〇・一			
借入	一、七八四・一九五	一、二七・一六	五、六四・四四〇	一、一九〇・三五〇	一〇・三	七・四	五・二	八・〇
土地改良	三六四・九八八	三〇三・四九九	二二五・七六七	二九八・〇八五	二・一	一・八	二・〇	二・〇
建物	一九一・四六七	一六七・二七九	一一〇・四三五	一五九・七七七	一・一	一・〇	一・一	一・一
農具	一、五一九・五七三	四九〇・七五八	二四九・五三五	七五三・二八八	八・八	三・〇	二・三	五・〇
動物								
植								

種別	北海道を除きたるもの(實數及割合)				割合			
	自作農 (平均六十七月)	自小作農 (平均六十八月)	小作農 (平均四十九月)	全國 (平均百八十四月)	自作農	自小作農	小作農	全國平均
現	七四・四三二	五二〇・二四六	二七九・四四七	五〇一・三七五	四・二	三・一	二・五	三・三
現金及之に準ずるもの	一六・二三九	一八〇・七六九	九五・二五五	一四五・七五四	〇・九	一・一	〇・九	一・〇
合	一七、二六七・三八五	一六、五三一・四三六	一、一八、六〇五	一四、九七二・四七五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
借入	三四・〇三六	五、三七〇・一三六	八、九八〇・一六〇	四、八八八・一〇七				
借入(借入固定資本)	二四三・六八	二八七・六四五	一八七・七七七	三三九・三四七				
資本(其他負債)	一六、七〇・七四二	一〇、八七三・六五五	一、九五〇・六六八	九、八四五・〇二一				
農業純財産								

第六、農家總純財産

(一) 農業純財産

調査農家百八十六戸の農業純財産は一戸當平均九千二百九十四圓餘にして年度末に至り百四十四圓餘の増加を見、北海道を除く百八十四戸に就きては財産は稍々多く九千八百四十五圓餘なれども、増加額は却つて減少を示し百二十七圓餘なり。更に自作農、自小作農、小作農の三者に就きて内容を窺ふに自作農最も多く一萬五千七百六十八圓餘、自小作農一萬百六十四圓餘にして、小作農最も少く一十九百五十圓餘に當り、自作農の約一二%に過ぎず。而して年度末に至りて増加せる價額は自作農最も多く二百十八圓餘にして、第二位は小作農の百三十二圓餘、最も少きは自小作農にして八十一圓餘に過ぎず。

年度始、年度末の農業純財産及其の増減を示せば下の如し。

種	別	年度始	年度末	増	減
自作	農 (六十八戸平均)	一五、七六八・九七六	一五、九八七・一九三	+	二一八・三二七
自小	農 (六十九戸平均)	一〇、一六四・二七三	一〇、三九六・一五三	+	二三二・八八〇
小	農 (四十九戸平均)	一、九五〇・六六八	二、〇八三・二四五	+	一三三・五七七
全	國 (百八十六戸平均)	九、二九四・六三九	九、四三八・八六三	+	一四四・二二四
(以下北海道を除く)					
自作	農 (六十七戸平均)	一六、七二〇・七四一	一六、八七六・五三七	+	一五五・七九六
自小	農 (六十八戸平均)	一〇、八七三・六五五	一〇、九五八・五〇四	+	八四・八四九
小	農 (四十九戸平均)	一、九五〇・六六八	二、〇八三・二四五	+	一三三・五七七
全	國 (百八十四戸平均)	九、八四五・〇三二	九、九七二・七六三	+	一二七・七三一

(二) 農業以外純財産

調査農家百八十六戸の農業以外純財産は、一戸當平均五千二百六十圓餘にして年度末に到り百二十四圓餘の増加を來し、北海道を除ける百八十四戸に於ては五千四百十三圓餘にして、年度末百四十七圓餘の増加を見たり。之が内容を示せば次の如し。

種	別	年度始	年度末	増	減
農業以外資産 (百八十六戸平均)					
		五、七七・三五五	五、八三・二七六	+	九六・〇三二

農業以外負債 (百八十六戸平均)					
		四五七・三四〇	四二八・九八三	-	二八・三五六
農業以外純財産 (百八十六戸平均)					
		五、二六〇・〇一五	五、三八四・二九四	+	一二四・二七九
(以下北海道を除く)					
農業以外資産 (百八十四戸平均)					
		五、八四〇・八六〇	五、九五九・三三七	+	一七九・四六七
農業以外負債 (百八十四戸平均)					
		四二七・二九四	三九六・〇七一	-	三一・二二三
農業以外純財産 (百八十四戸平均)					
		五、四一三・五六六	五、五六一・二五六	+	一四七・六九〇

而して農業以外純財産を自作農、自小作農、小作農の三者に就きて内容を窺ふに自作農最も多く、九千五百五十七圓餘にして年度末百八十三圓餘の増加を來し、自小作農之に次ぎ四千五百四十圓餘にして、百十四圓餘の増加を見、小作農最も僅少にして一千六百八十一圓餘、七十四圓餘の増加を見たり。

種	別	年度始	年度末	増	減
自作	農 (六十八戸平均)	九、五五七・七三〇	九、七四一・五五一	+	一八三・八二二
自小	農 (六十九戸平均)	四、五四〇・八五五	四、六五五・六五八	+	一一四・八〇三
小	農 (四十九戸平均)	一、六八一・四六一	一、七五五・六七四	+	七四・二三三
(以下北海道を除く)					
自作	農 (六十七戸平均)	九、六一八・七九三	九、八五六・八八八	+	二三八・〇九六
自小	農 (六十八戸平均)	四、九四〇・四四五	五、〇七一・三〇五	+	一三〇・七六〇

小作農 (四十九戸平均)

一、六一・四六二

一、七五・六七四

十 七四・二三

(三) 農家總純財産

農家總純財産は農業純財産及農業以外純財産との和にして、調査農家百八十六戸の戸當平均は一萬四千五百五十四圓餘を示し、北海道を除く百八十四戸の戸當平均は一萬五千二百五十八圓餘にして何れも年度末に到り二百七十圓前後の増加を來せり。而して年度始農家總純財産中農業純財産は六三・九%を占め、農業以外純財産は三六・一%を占む。

之を自作農、小作農、小作農別に見る時は自作農最も多く、二萬五千三百二十六圓餘にして、年度末に到り四百二圓餘の増加を來し、次は自小作農にして一萬四千七百五圓餘、年度末百九十六圓餘の増加をなし、小作農最も小にして三千六百三十二圓餘を有し年度末至り二百六圓餘の増加をなしたり。次に年度始、年度末及びその増減を示し、農業純財産及農業以外純財産の割合を掲ぐれば左の如し。

種別	實數		増減	割合	
	年度始	年度末		純農業 純財産	農業以外 純財産
自作農 (六十八戸平均)	二五、三六・七〇六	二五、七八・七四四	十四〇三・〇三八	六三・三%	三七・七%
自小作農 (六十九戸平均)	一四、七〇五・一二七	一四、九〇一・八一〇	一九六・六八三	六九・一%	三〇・九%
小作農 (四十九戸平均)	三、六三三・二一九	三、八三八・九一九	二〇六・七九〇	五二・七%	四六・三%

種別	實數		増減	割合	
	年度始	年度末		純農業 純財産	農業以外 純財産
全國 (百八十六戸平均)	一四、五五四・六五四	一四、八三三・一五七	二七八・五〇三	六三・九%	三六・一%
(以下北海道を除く)					
自作農 (六十七戸平均)	二六、三九・五三三	二六、七三三・四三五	四〇三・八九三	六三・五%	三六・五%
自小作農 (六十八戸平均)	一五、八一四・一〇〇	一六、〇二九・七〇九	二一五・六〇九	六八・八%	三一・二%
小作農 (四十九戸平均)	三、六三三・二一九	三、八三八・九一九	二〇六・七九〇	五三・七%	四六・三%
全國 (百八十四戸平均)	一五、二五八・五八七	一五、五三四・〇一八	二七五・四三一	六四・五%	三五・五%

第七、農業總收入

農業總收入とは農家が農業經營をなして得たる凡ての農産物を集收したるものにして換言すれば農産物を自家の農業經營の爲めに使用すると、或は自家の家計の爲めに使用すると、或は其の他の目的の爲めに使用すると、或は販賣して現金に換ふるとを問はず、凡て收入として擧げたるものなり。

調査農家百八十六戸の農業總收入は一戸當平均二千三百七十三圓餘にして、北海道を除く百八十四戸に就きては一戸當平均二千三百二十七圓にして前者より稍々僅少なり。農業總收入中最も多きは耕種收入にして七七・三%に當り首位を占め、第二位は養蠶收入にして一〇・一%、第三位は山林よりの收入を主に含む其他收入にして四・七%を占め、第四位は養畜收入にして四・四%に當り、最も僅少なるは農産加工收入にして三・五%に過ぎず、尙北海道を除く百八十四戸に就きて觀るも其の順位及パーセントは略々類似し、單に養蠶收入に於て一%を増加して他の諸收入に於ては何れも僅少の減少を來

自作農、自小作農、小作農の三者に就きて見るに、自作農最も多く二千六百四十三圓餘にして、自小作農二千五百四十六圓餘、小作農最も少く一千九百二十九圓餘に當る。収入の内容に就きては耕種収入何れも絶體多額を占め、次いで養蠶、其他、養畜、農産加工の順位なり。養蠶収入にありては自作農最も少く、農業總収入に對する割合は八・一%にして、自小作農稍々多く九・八%に當り、小作農最も多くして一三・一%を占む。養蠶以外の収入にありては何れも自作農最も多く、自小作農、小作農の順位となる。之が實數及割合を示せば次の如し。

種別	實數					割合					
	耕種収入	養蠶収入	養畜収入	農産加工収入	其他収入	合計	耕種収入	養蠶収入	養畜収入	農産加工収入	其他収入
自作農 (平均六十八戸)	三,〇三三・五六六	二,二四四・四三三	二,二七六・三三三	一,二四三・〇七	一,六三三・一五八	一〇,四三三・一〇六	七六・三%	八・一%	四・八%	四・七%	六・三%
自小作農 (平均六十九戸)	二,〇〇五・四四一	二,五〇〇・五九九	一,二五六・六九九	六九六・四四四	九六二・二八二	五,四六六・八九一	七六・八%	九・八%	四・九%	二・七%	三・八%
小作農 (平均四十九戸)	二,四八五・七七八	二,五二〇・一七	五九七・六三三	五七七・三九九	七三三・九四一	九,九二〇・八二一	七七・〇%	一三・一%	三・一%	三・〇%	三・八%
全 國 (平均八十六戸)	一,八三四・九二八	三,三八八・四〇〇	一,〇四三・三三八	八三九・九三	一一〇・二七二	三,七三三・〇三六	七七・三%	一〇・一%	四・四%	三・五%	四・七%
自作農 (平均六十七戸)	二,九一六・二八四	二,四一三・二四八	一,三四三・六一一	一,〇二四・四六	一,六〇四・二八三	五,四四五・六六七	七五・三%	九・五%	四・九%	四・〇%	六・三%
自小作農 (平均六十八戸)	二,九六四・三三四	二,八一三・一六	一,一五三・六六	六二六・〇〇	八五八・九四二	五,〇八五・五五〇	七八・三%	一二・三%	四・六%	二・五%	三・四%

第八、農業所得

調査農家百八十六戸の農業所得は一戸平均一千九十圓餘にして北海道を除く百八十四戸にありては一戸常平均一千八十二圓餘なり。自作農、自小作農、小作農別に農業所得を見るに、自作農最も多く一千三百七十八圓餘にして第一位を占め、自小作農、小作農の順位なり。北海道を除く三者を比較するも大體同様の傾向あり。

農業所得の内容を見れば次の如し。

種別	自作農	自小作農	小作農	平均
全 國	一,三七六・五九六	一,二六九・四三三	七三四・九〇八	一,〇〇〇・九七九
全 國 (北海道を除く)	一,三五八・九二八	一,一六三・七三九	七三四・九〇八	一,〇八二・五三三

上述の農業所得は農業總収入より單に農業經營に使用せし總經費を控除せるものなれども、經營費に農業純財産に對する利子を加へたるものを差引ける所得は前表と異り、自小作農最も多くして七百三十七圓餘、次は自作農にして稍々少く七百七圓餘に當り、小作農最も少く六百九十二圓餘なり。北

海道を除く自作、自小作農に於ては何れも約六十圓乃至三十圓の減少を來せり。

而して一戸當労働日數を以て除したる一人一日當り農業労働報酬は北海道を含む場合は自小作農最も多く一圓二十二錢六厘に相當し、小作農は殆んど同額の一圓二十一錢一厘、自作農最も少く一圓六錢七厘に當る。尙北海道を除く場合は自作農、自小作農は減少して、前者は最少額たる九十九錢八厘、次は後者の一圓十四錢九厘にして小作農最多額となる。

次にその内容を示せば下の如し。但し農業純財産中土地に就きては其の四分を土地以外の財産に就きては其の五分を利率となせり。

種別	土地ニ對スル利子	土地以外ニ對スル利子	農業經營費	合計	一戸當り労働報酬	一戸當延労働日數	一人一日當労働報酬
自作農(六十八戸平均)	四六九・六九三	二〇一・三三三	一、二六四・五〇〇	一、九三五・五三五	七〇七・五七二	六六三	一・〇六七
自小作農(六十九戸平均)	三〇六・四八九	一三五・一〇三	一、三七七・四九九	一、八〇九・〇五〇	七三七・八四二	五九七	一・三二六
小作農(四十九戸平均)	二四・七二五	六六・六三九	一、三〇四・七三三	一、二九五・五二七	六三三・五五四	五三三	一・二二二
全 國(百八十六戸平均)	二六六・九六六	一三三・〇二五	一、二八二・〇四七	一、六八〇・〇三八	六九二・九八八	五九四	一・二六八
(以下北海道を除く)							
自作農(六十七戸平均)	四八八・四二五	二三五・〇一八	一、一八六・七四九	一、九〇〇・一八二	六四五・四八五	六四七	〇・九九八
自小作農(六十八戸平均)	三三三・〇〇〇	一八・六八三	一、三四四・八一	一、八〇五・四九三	七〇三・〇五七	六二二	一・一四九
小作農(四十九戸平均)	二四・七二五	六六・六三九	一、三〇四・七三三	一、二九五・五二七	六三三・五五四	五三三	一・二二二
全 國(百八十四戸平均)	二八一・七〇〇	一四〇・一三三	一、三四五・三四四	一、六六七・〇六七	六六〇・六九九	五九四	一・二二三

第九、農業以外總收入

調査農家百八十六戸の農業以外總收入は一戸當平均三百六十六圓餘にして北海道を除ける百八十四戸の一戸平均は三百五十八圓餘なり。自作農、自小作農、小作農別に之を觀れば自作農最も多く四百七十六圓餘にして、自小作農は自作農に比し稍々少く三百三十九圓餘、小作農最も少く二百八十五圓餘に過ぎず。

農業以外總收入を内容別に觀察すれば俸給勞銀等の收入最も多く、百五十二圓餘にして四一%を占め、財産利用收入第二位にして百三十九圓餘三八%に當り、第三位は其の他の收入四十圓餘にして一%に當り、最も少きは農業以外生産物收入にして三十三圓餘九%に過ぎず。北海道を除く百八十四戸に就きて觀るも大體此の傾向を採る。更に自作農、自小作農、小作農別に其の内容を窺ふに自ら異なるものあり。俸給勞銀等の收入は小作農最も多く農業以外總收入の六五・九%にして過半數を占め、自小作農は四八・五%、自作農は二二・三%にして漸次僅少となる。之小作農に到る程出稼或は日雇或は行商等を爲すもの多く、之を以て生計の一端に加んとするが爲めなるべし。之に反し財産利用收入に於ては自作農最も多く農業以外總收入の六一・四%を占め、自小作農二七・〇%、小作農一二・五%にして自作農に比し甚だ僅少なり、之自作農は貸付地ありて小作料の取得あり、或は貸付金、銀行、組合等の預金、其他有價證券等の利子の所得あり、爲めにその額莫大に上るものなれども、自小作農より小作農に到る程之等財産の所有僅少なれば従つて収入も減少する爲なるべし。農業以外生産物收入及

其他収入にありては三階級共殆んど同様にして八%乃至一六%の間にあり。
次に自作農、自小作農、小作農、全國平均に就き、其の實數及割合を示せば下の如し。

種別	實數				割合	
	農業總收入	農業以外總收入	農家總收入	農業總收入	農業以外總收入	
自作農(六十八戸平均)	三、七六〇	二、九三〇	六、六九〇	七・九%	二二・三%	
自小作農(六十九戸平均)	二、八七三	九一〇	三、七八三	八・五%	二二・〇%	
小作農(四十九戸平均)	三、四六一	三、七六四	七、二七五	一三・二%	二一・五%	
全 國(百八十六戸平均)	三、三六三	三、九一三	七、二七六	九・二%	二一・〇%	
(以下北海道を除く)						
自作農(六十七戸平均)	四、二八九	二、四三〇	六、七一九	九・六%	二二・七%	
自小作農(六十八戸平均)	三、〇四三	一、〇三一	四、〇七四	八・五%	二一・六%	
小作農(四十九戸平均)	三、四六一	三、五七四	七、〇三五	一三・一%	二一・五%	
全 國(百八十四戸平均)	三、五〇八	三、五七四	七、〇八二	九・九%	二一・三%	

第十、農家總收入

調査農家百八十六戸の農家總收入は一戸當平均二千七百三十九圓餘にして、北海道を除く百八十四戸の一戸當平均は二千六百八十六圓餘なり。三階級別に之を觀れば自作農最も多く三千百十九圓餘にして自小作農之に次ぎ二千八百八十五圓餘、小作農最も少く二千二百十四圓餘なり。北海道を除く三

階級に就きても略々類似の内容を示す。
農家の總收入は農業總收入と農業以外總收入との和なり。今之が兩者の割合を示せば農業總收入大部分にして八六%を占め、農業以外總收入は一三%餘に過ぎず。自作農、自小作農、小作農別に見るも、農業總收入は八五%乃至八八%を占め、農業以外總收入は一五%乃至一二%に過ぎず。次に之が實數及割合を示せば左の如し。

種別	實數		割合	
	農業總收入	農業以外總收入	農業總收入	農業以外總收入
自作農(六十八戸平均)	二、六四三・一〇六	四七六・〇〇四	八四・七%	一五・三%
自小作農(六十九戸平均)	二、五四六・八九二	三三九・〇五八	八八・三%	一一・七%
小作農(四十九戸平均)	一、九二九・〇八一	二、八五〇・四七五	八七・一%	一二・九%
全 國(百八十六戸平均)	二、三三三・〇三六	三、三六六・八四六	八六・六%	一三・四%
(以下北海道を除く)				
自作農(六十七戸平均)	二、五四五・六六七	四二八・九七九	八五・六%	一四・四%
自小作農(六十八戸平均)	二、五〇八・五五〇	三六〇・六六七	八七・四%	一二・六%
小作農(四十九戸平均)	一、九三九・〇八一	二、八五〇・四七五	八七・一%	一二・九%
全 國(百八十四戸平均)	二、三三七・七六六	三、五八三・三七四	八六・七%	一三・三%

第十一、農事、家事以外の経費

調査農家百八十六戸の戸當平均は六十一圓餘にして、北海道を除く百八十四戸に就きては四十七圓餘となる。自作農、自小作農、小作農別に觀れば自作農最も多くして八十七圓餘、自小作農其次に位し五十五圓餘にして、小作農最も少く三十九圓餘なり。而して北海道を除く百八十四戸に就きて見るに、自小作農却つて多く六十二圓餘にして、自作農第二位、小作農第三位に位し共に約三十九圓餘なり。

農事家事以外の経費に就き其の内容を見るに、財産利用の爲めの支出最も多く、勤勞、兼業の爲めの支出最も少し。自作農、自小作農、小作農別に觀れば、財産利用収入の爲めの支出は其の収入に於ける場合と同じく、自作農最も多きは當然の事なるべく、勤勞、兼業の爲めの支出及其他支出に於ては、自小作農、小作農、自作農の順位にあり。次に實數及割合を示せば左の如し。

種別	實數			割合		
	財産利用収入の爲めの支出	勤勞、兼業の爲めの支出	其他支出	計	計	計
自作農(六十八戸平均)	七六・八四三	三・九七六	四・九九四	八七・八二五	八九・八%	四・五%
自小作農(六十九戸平均)	一一・二四二	一八・〇四九	二五・四九四	五五・六八四	三二・八%	三三・四%
小作農(四十九戸平均)	二四・九三三	八・二九九	六・二八〇	三九・五二六	六三・一%	二二・〇%
合計				一五・九	四五・八%	一〇・〇%

種別	實數			割合		
	財産利用収入の爲めの支出	勤勞、兼業の爲めの支出	其他支出	計	計	計
全 國(百八十六戸平均) (以下北海道を除く)	三六・六四一	一〇・一〇九	一三・二五六	六〇・〇六	六三・三%	一六・六%
自作農(六十七戸平均)	二九・九六四	四・一二五	五・六一八	三九・六九七	七五・五%	一〇・四%
自小作農(六十八戸平均)	一一・六五八	一九・八二七	二八・六二八	六二・一〇三	三三・〇%	三三・九%
小作農(四十九戸平均)	二四・九三七	八・二九九	六・二八〇	三九・五二六	六三・一%	二二・〇%
全 國(百八十四戸平均)	二二・八五三	一〇・七四七	一三・五〇六	四七・一〇六	四八・五%	二二・八%
合計				一〇・七	二八・七%	一〇・〇%

第十一、農家の経費

農家の経費は戸當平均一千三百四十三圓餘にして、北海道を除く百八十四戸に就きては一千二百九十二圓餘なり。自作農、自小作農、小作農別に觀れば自小作農最も多く一千四百三十三圓餘にして自作農、小作農の順位なり。

農家の経費は農業經營費と農事、家事以外の経費との合計なるを以て、兩者の割合を見るに、百八十六戸に就きては前者九六・四%の大多數を占め、後者は三・六%に過ぎず。自作農、自小作農、小作農に就きて見るも各々大部分は農業經營費なり。次にその實數及割合を示せば左の如し。

種別	實數		割合	
	農業經營費	農事家事以外の経費	計	計
自作農(六十八戸平均)	一、三四・五〇	八七・八一五	一、三三・三三五	九三・五%
合計			六・五%	一〇・〇%

種別	實數		自作農に對する割合	
	餘利(a)	餘利(b)	餘利(a)	餘利(b)
自小作農(六十九戸平均)	一、三七七・四五九	五五・六八四	一、四三三・一四三	九六・一
小作農(四十九戸平均)	一、二〇四・一七三	三九・五六六	一、二四三・六八九	九六・八
全 國(百八十六戸平均)	一、二八三・〇四七	六一・〇〇六	一、三四三・〇五三	九六・四
(以下北海道を除く)				
自作農(六十七戸平均)	一、一八六・七四九	三九・六九七	一、二二六・四四六	九六・八
自小作農(六十八戸平均)	一、三四四・八一	六二・一〇三	一、四〇六・九一四	九五・六
小作農(四十九戸平均)	一、二〇四・七三	三九・五六六	一、三四三・六八九	九六・四
全 國(百八十四戸平均)	一、二四五・二四四	四七・一〇六	一、二九二・三五〇	九六・四

第十三、農家の所得

調査農家百八十六戸の農家の所得は、戸當平均一千三百九十六圓餘にして、北海道を除く百八十四戸の農家の所得は殆んど變化なく僅かに三圓餘の減少を示せり。
 自作農、自小作農、小作農別に之を觀れば自作農最も多く一千七百六十六圓餘にして自小作農は之より三百餘圓、小作農は六百餘圓の減少を見、尙北海道を除く自作農、自小作農に於ては殆んど同様の金額を示せり。
 農家の所得の内容を示せば次の如し。

種別	自作農	自小作農	小作農	平均
全 國	一、七六六・七六五	一、四五三・八〇六	九七〇・八六七	一、三九六・八一九
全 國(北海道を除く)	一、七四八・三〇〇	一、四六二・三〇三	九七〇・八六七	一、三九三・七九〇

第十四、農家の餘剰

農家の餘剰を二つに分つ。一は農家の所得より、全家計費を控除せるものにして、他は臨時の出費を含まざる經常的家計費のみを控除せるものなり。
 第一に全家計費を控除せる餘剰に就きて觀れば三階級とも差異あれども、何れも餘剰を示す。最も多きは自作農にして自小作農、小作農は遙かに少なく殊に小作農は自作農の半額以下なり。
 第二に經常的家計費のみを控除せる餘剰に就きては依然として自作農首位を占むるも、自小作農に到りては臨時的家計費多額に上りし爲め、その餘剰は却つて増大して自作農の七四%に相當し、小作農は其の率殆んど同様なるを示せり。
 次にその實數及自作農に對する階級の百分比を示せば左の如し。

種別	實數		自作農に對する割合	
	餘剰(a)	餘剰(b)	餘剰(a)	餘剰(b)
自作農(六十八戸平均)	三六六・二九六	四七四・五七四	100%	100%

自小作農(六十九戸平均)	一六〇・五四〇	三五・一四八	四	六
小作農(四十九戸平均)	一四九・二五〇	一八四・二六九	四	六
全 國(百八十六戸平均)	三三五・三六三	三七・九九七	四	六
(以下北海道を除く)				
自 作 農(六十七戸平均)	三五六・〇九三	四七・三〇七	一〇〇	一〇〇
自小作農(六十八戸平均)	一六六・五八三	三五・七六六	四七	七
小 作 農(四十九戸平均)	一四九・二五〇	一八四・二六九	四三	七
全 國(百八十四戸平均)	三三三・九七五	三三五・七六一	一	三九

更に農家の餘剰(a)に就き過剰戸數と不足戸數とを類別するに百八十六戸中過剰戸數は百四十二戸の大多數を占め、不足戸數は四十四戸の小數に過ぎず。自作農にありては六十八戸中五十四戸は過剰にして、不足戸數は十四戸、自小作農は六十九戸中、前者五十戸、後者十九戸、小作農は四十九戸中過剰三十八戸に對する十一戸の不足戸數なり。百圓以下の過剰戸數は自作農二戸、自小作農十戸、小作農十二戸にして、順次その數を増加し、百圓以下の不足戸數は自作農四戸、自小作農六戸、小作農七戸にして同様の結果を示す。之に反し一千圓以上の過剰戸數は自作農四戸、自小作農一戸あるのみにして、又不足戸數は自小作農二戸を有するのみ。五百圓を段階として其の上下を見るに、過剰に於ては五百圓以下は自作農、自小作農、小作農夫々三十二戸、三十四戸、三十三戸の略々同様な數字を示すも、五百圓以上は自作農最も多くして二十二戸、自小作農十六戸、小作農五戸を有するの狀況

なり。不足に於ては五百圓以下は三者は夫々十四戸、十四戸、十戸の略々同様な戸數を有すれども、五百圓以上の不足戸數は自小作農最も多くして五戸、小作農一戸を示し、自作農に於ては之を見ず。一般に、自作農は過剰戸數多くして、不足戸數少き現象あるを察知し得べし。最高餘剰額を見るに、自作農にありては一千五百六十九圓七十二錢、自小作農一千七圓五十三錢、小作農九百七十二圓九十二錢一厘にして、最高不足額は自作農にありては四百七圓八十三錢、自小作農一千六百八十四圓五十六錢、小作農五百六十五圓七十六錢なり。次に過剰、不足農家戸數を百圓を階段として分類すれば左の如し。

種 別	百圓以下		自百圓至二百圓		自二百圓至三百圓		自三百圓至四百圓		自四百圓至五百圓		自五百圓至六百圓		自六百圓至七百圓		自七百圓至八百圓		自八百圓至九百圓		自九百圓至千圓		千圓以上	
	過 剩	不 足	過 剩	不 足	過 剩	不 足	過 剩	不 足	過 剩	不 足	過 剩	不 足	過 剩	不 足	過 剩	不 足	過 剩	不 足	過 剩	不 足	過 剩	不 足
自 作 農	二	一〇	六	一〇	五	一	八	四	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
自小作農	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二
小 作 農	二	一	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二
計	二	一	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二

第十五、農業經營費

調査農家百八十六戸の農業經營費は一戸當平均一千二百八十二圓餘なり。農業經營費中最も多額なるは肥料費の三百四圓餘にして、次は小作料の二百五十二圓餘、第三位は飼料費にして二百四十三圓餘、上記三經營費のみにて全經營費の六二・三七%の過半数を占む。他の費用は何れも小額にして百圓以下に過ぎず。而して經營費中現金支拂額及現物支辨額の割合を見るに、現物支辨額最も多くして六百八十五圓(五三・五%)を占め、現金支拂額は五百二圓餘、其の他に減價額(建物、農具、動物、植物、其他に對する)として九十三圓餘有り。即ち我が國農業經營に於ては自家に於て生産する現物を使用する程度大なるものと云ふを得べし。尙農業經營に必要にして臨時的に支出せる費用、例へば土地、大農具、家畜の購入、建物の新築等の費用を加ふれば一千五百三十二圓餘の多額となる。

北海道を除く百八十四戸に就きて觀るも大體上述の傾向を有す。

更に自作農、自作農、小作農の三者に付き内容を見るに、總額に於ては何れも大差なく、自作農最も多額にして、自作農、小作農は六十圓餘の差額に過ぎず。自作農が自作農より百十二圓の多額なるは、小作料に於て自作農に比し二百六十二圓餘の増加を見るが爲めなるべし。次に經營費の各費目に付きて見るに、肥料費に就きては自作農最も多く三百五十七圓餘を占め、自作農、小作農の順序なり、飼料費は自作農最も多く二百六十一圓餘を占め、小作農、自作農之に次ぐ、是れ自作農及小作農に於て養蠶飼育盛なるが爲めにして、從て蠶種代も亦自作農最も多く、小作農之に次ぐ。土地

費、建物費、農具費の如き多額の資本を要する費目及其の他の諸費目に於ては二三の例外を除けば自作農最も多く、自作農、小作農の順位なり。殊に諸負擔に於て然り、即ち自作農百二十八圓餘なるに反し小作農は約その六分の一(二十一圓餘)に過ぎず。現金支拂額及現物支辨額の割合を見るに、自作農に於ては現金支拂額の方多く六百十圓餘、現物支辨額は五百三十圓餘に當り、尙減價額として百二十四圓餘を有す。之と反對に自作農に於ては現物支辨の方遙に多くして小作農に到る程此の傾向甚し。先づ現金支拂額について見れば自作農は全經營費の四八・二四%を占め、自作農稍々少く三九・八九%、小作農は著しく減少して二九・〇〇%に相當し、現物支辨額に至りては前者と反對に自作農四一・九二%、自作農五三・四三%、小作農六五・七四%を示し漸次増加す。減價額に於ては現金支拂額とその傾向を同ふすれども其の差著しからず。

農業經營費の内容を示せば次の如し。

(一) 全國(實數及割合)

種別	全國(百八十六戸平均)				割合			
	自作農 (六十八戸平均)	自作農 (六十九戸平均)	小作農 (四十九戸平均)	全	自作農	自作農	小作農	全國
土地費	三・七六	〇・〇三七	—	一・一五二	〇・二九	—	—	〇・一〇
建物費	五七・二九三	四四・二五一	三三・八八三	四一・四七五	四・五三	三・三二	一・九〇	三・二三
農具費	七・五九八	五八・七六四	四四・一六三	五八・一七五	五・六六	四・二七	三・六七	四・五四
種苗費	五八・〇三	四九・六六九	二九・〇三〇	四九・五九〇	四・五九	三・六一	二・四一	三・五六
合計	一一一・〇三六	一〇〇・三三七	一一一・〇三六	一一一・〇三六	四一・五九	三六・六一	二四・四一	一〇一・〇三六

農業負債	動物減價額	植物減價額	諸作負擔	小業賃借料	其他	經營費	現金支拂額	現物支辨額	臨時現金支拂額	臨時現物支辨額	臨時支拂額
七・九八六	七・五八九	三・八七九	一四一・三三六	一六・七五七	〇・三七九	一・八六・七四九	六七・八六三	五〇八・一七五	二二・八二九	三・五五五	一・四一三・二四三
一八・〇六六	四・三八八	一・七七一	八〇・三三九	三〇二・一六九	三・九六〇	一、三四・八二一	五〇八・三〇〇	七五一・九〇五	三四九・六〇〇	六・五五八	一、七〇〇・九九九
七・五〇九	五・二六六	一・四三三	二一・〇三一	四六三・〇〇三	二・九四三	一、二〇四・一七三	三四九・一七三	七九一・六四三	一七九・一二〇	一・八八四	一、三三五・一七七
二・一八七	五・七四八	二・三四四	八〇・八九八	二六〇・六四三	二・四二七	一、二四五・三四四	四七五・一一三	六八三・九〇七	二五〇・五一六	四・〇〇三	一、四九九・七六三
〇・六七	〇・六四	〇・三三	一一・九一	一・四一	〇・〇三	一〇〇・〇〇〇	四七・八五	四三・八二	九・三三	六・二九	一〇〇・〇〇〇
一・三四	〇・三三	〇・一三	五・九七	二二・四七	〇・二九	一〇〇・〇〇〇	三七・八〇	五五・九一	六・二九	五・二六	一〇〇・〇〇〇
〇・六三	〇・四四	〇・一九	一・七五	三八・四五	〇・二四	一〇〇・〇〇〇	二九・〇〇	六五・七四	五・二六	六・九三	一〇〇・〇〇〇
〇・九〇	〇・四六	〇・一九	六・五〇	二〇・九三	〇・一九	一〇〇・〇〇〇	三八・一五	五四・九三	六・九三	六・九三	一〇〇・〇〇〇

第十六、家計費

調査農家百八十六戸の家計費は一戸當平均一千百七十一圓餘、内第一生活費に屬するもの七百八十圓餘にして六六・六六%を占め、第二生活費に屬するもの三百八十七圓餘にして三三・一一%を占む。

家計費中最も大なるは飲食費にして五百二十四圓餘四四・七六%の約半額を占むるの状態なり。次は被服費の一〇・二%、交際費の六・九六%、光熱費の六・〇六%、冠婚葬祭費の五六・七%の順位にして、文化的費用とも云ふべき教育費は二・六五%、修養費は僅かに〇・六八%に過ぎざるの状態なり。更に家計費中現金支拂額は六百七十一圓餘にして五七・三一%の過半額を占め、現物支辨額は四百七十九圓餘にして四〇・九二%なり。

自作農、自小作農、小作農別に其の内容を見るに、自作農最も多く一千四百圓餘にして自小作農稍少く、自作農の九二・三%に當り、小作農は最も少く、自作農の約半額にして五八・五%に當る。一般に家計費中の諸費用は自作農最も多く自小作農稍々僅少なれども大なる徑庭なく小作農最も少し。唯教育費、冠婚葬祭費、其他費用のみは自小作農最も多額なるを例外とす。

自作農と小作農とを比較するに小作農は一般に自作農の五割内外を普通とすれども中には著しく差異を認むるものあり。殊に修養費に於ては小作農は自作農の一割八分に當りその率最も少く、次は教育費にして二割二分に過ぎず、尙冠婚葬祭費の二割七分、諸掛の三割、保健衛生費の三割九分等を主なるものとす。以上の割合に見る如く、自作農に比して減少著しきは主に第二生活費目に屬するものにして第一生活費目に屬するもの、中五割以下は住居費のみにして、他は凡て五割以上なり。

更に自作農、自小作農、小作農の三者に就き現金支拂と現物支辨の割合を見るに、自作農及自小作農は何れも其の割合は約六〇%對三八%にして現金支拂額多額を占むれども、小作農に於ては四九%對五〇%にして却つて現物支辨額多し、是れ小作農が自給の現物を以て生計の主要なる資料とするを

示すものにして、小作農階級の生活状態も推して察するを得べし。

一、全 國 (實數及割合)

種 別	第 一 生 活 費					第 二 生 活				
	住居費	飲食費	被服費	光熱費	什器費	修養費	教育費	交際費	嗜好費	娯樂費
自作農 (平均六十八戸)	五〇・一〇三	五九・一〇三	一四九・六九二	八〇・三九四	四〇〇・二三三	九一五・三三四	一四・七三四	二九・六〇八	九八・五〇五	四七・三三九
自小作農 (平均六十九戸)	三四・八五五	五九・五三八	一三三・九六六	七三・三四七	三一・五八六	八二二・二九二	六・四六六	五・八五五	八九・九一五	三〇・七九三
小作農 (平均四十九戸)	二〇・一四六	四三・二七三	七四・七三八	六〇・二六七	二一・六四八	六五・〇六一	二・五二五	六・七五九	五・〇五一	一四・四六〇
全 國 (平均百八十六戸)	三五・〇三四	五二・三〇八	一四九・四六二	七二・〇〇三	三一・〇八六	七八〇・八九三	七・八〇八	三二・〇七三	八一・四九一	三〇・八六四
割 合	自作農 三五・八%	自小作農 二・七〇%	小作農 二・四五%	全 國 二・九%	自作農 三・五八%	自小作農 二・七〇%	小作農 二・四五%	全 國 二・九%	自作農 三・五八%	自小作農 二・七〇%

種 別	家 計 費 (a)		家 計 費 (b)	家 計 費 (c)
	減價額	現物支拂額		
自作農 (平均六十七戸)	一、四〇〇・四八九	八三三・三三七	一、二九三・二六六	三・八〇四
自小作農 (平均六十八戸)	七八一・四九三	四九一・〇六五	一九七・七〇八	三・三六〇
小作農 (平均四十九戸)	八二一・六二七	三九九・三七九	四二二・〇八七	一・〇三四
全 國 (平均百八十四戸)	一、一七・四五七	六七・四三〇	四七九・三三六	二・七三三
割 合	自作農 一〇〇・〇〇%	自小作農 一〇〇・〇〇%	小作農 一〇〇・〇〇%	全 國 一〇〇・〇〇%

二、北海道を除きたるもの (實數及割合)

種 別	第 一 生 活 費					第 二 生 活				
	住居費	飲食費	被服費	光熱費	什器費	修養費	教育費	交際費	嗜好費	娯樂費
自作農 (平均六十七戸)	四八・四三四	五九四・八七三	一四・六三八	八〇・一三七	三六・九二七	九〇一・九九八	四八・七三七	二九・六〇八	九八・五〇五	四七・三三九
自小作農 (平均六十八戸)	三六・一三三	五四〇・〇五八	一二六・六三八	七三・九五六	三三・一六八	八一・九四二	七・七五〇	五・八五五	八九・九一五	三〇・七九三
小作農 (平均四十九戸)	二〇・一四六	四三・二七三	七四・七三八	六〇・二六七	二一・六四八	六五・〇六一	二・五二五	六・七五九	五・〇五一	一四・四六〇
全 國 (平均百八十四戸)	三四・九〇〇	五二・三〇八	一四九・四六二	七二・〇〇三	三一・〇八六	七八〇・八九三	七・八〇八	三二・〇七三	八一・四九一	三〇・八六四
割 合	自作農 三・四八%	自小作農 二・七九%	小作農 二・四五%	全 國 二・九%	自作農 三・五八%	自小作農 二・七〇%	小作農 二・四五%	全 國 二・九%	自作農 三・五八%	自小作農 二・七〇%

家計費 (b)	(a) 家計費		第二生活費								
	減價額	現物支辨額	小計	其計	冠婚葬祭費	保健衛生費	娛樂樂好費	嗜好掛費	諸交際費	教育費	修養費
一、二七六・八九三	二九・七八五	五七六・三三三	四八五・八三〇	七・七三二	七六・三三六	六五・九六六	一九・〇八一	五四・四五六	四八・七二一	九七・三九三	三〇・九二二
一、二〇・五三七	一九・四八六	五九・五五四	四七九・九九八	八一・四八四	一一八・九八〇	六〇・三七五	一四・一二六	三七・四五六	二九・九九九	九〇・八九三	四〇・三八九
七六六・五九八	一〇・一五二	四二・〇八七	二〇五・五三二	三六・四三三	二〇・四二一	二五・六三五	六・九六六	三六・二七三	一四・四六〇	五六・〇五二	六・七五九
一、〇五八・〇〇九	一九・八〇七	五〇・九五五	三九〇・四五二	六五・五五〇	七一・九二五	五〇・六六九	一三・三九一	四二・七三三	三一・〇五六	八・四四六	二六・〇三四
	二・二一四	四一・三三九	三四・九一〇	五・六六五	五・四四九	四・七四四	一・三七七	三・九一〇	三・五〇〇	七・〇〇〇	二・二二二
	一・五〇〇	四〇・八七五	三七・〇五〇	六・三三九	九・一八八	四・六六六	一・〇八九	二・八八九	二・三三三	七・〇〇一	三・一一二
	一・二三四	五〇・一五五	二五・〇〇一	四・四三三	二・四四九	三・一一二	〇・八五五	四・四四一	一・七六六	六・八三二	〇・八二二
	一・六九九	四三・二五五	三三・三三八	五・六六〇	六・一五五	四・三三三	一・一五五	三・六六五	二・六六六	六・九六六	二・三三三

第十七、家族労働時間

調査農家百八十六戸の労働時間中、最も多きは農業の経営に費す労働時間にして約五五%に當り、家事上の労働時間は三七%なり。又日傭、兼業等に費す時間は最も少くして漸く七・七%を占むるのみ。次に農家の労働時間及其割合を示せば左の如し。

種別	實數			割合		
	農業労働時間	農業労働日數	家事労働時間	其他労働時間	合計	農業労働時間に対する割合
自作農 (平均六十八戸)	六、六七四	六六三	四、五五九	六九〇	一一、九三三	五八・〇%
農小作農 (平均六十九戸)	五、九七五	五九七	四、一六一	八〇四	一〇、九四〇	五四・六%
小作農 (平均四十九戸)	五、九八三	五三三	三、八六三	一、〇九〇	一〇、九三六	五四・七%
全 國 (平均百八十六戸)	六、三二二	五九四	四、一九五	八六一	一一、二六七	五五・一%
(以下北海道を除く)						
自作農 (平均六十七戸)	六、三〇三	六四七	四、九五〇	六九四	一一、七四七	五三・七%
自小作農 (平均六十八戸)	六、〇八五	六二二	四、四八一	八六三	一一、四三九	五三・三%
小作農 (平均四十九戸)	五、九八三	五三三	三、八六三	一、〇九〇	一〇、九三六	五四・七%
全 國 (平均百八十四戸)	六、一三三	五九四	四、三六五	八八三	一一、三六九	五三・八%

第十八、農業組織別より見たる農業所得

農業組織別	田作を主とする組織		畑作を主とする組織		田畑相半ばする組織		蔬菜栽培を主とする組織	
	養蠶を營むもの(A)	養蠶を營まざるもの(B)	養蠶を營むもの(C)	養蠶を營まざるもの(D)	養蠶を營むもの(E)	養蠶を營まざるもの(F)	蔬菜栽培を主とする組織(G)	
調査戸數	三〇戸	四三戸	一〇戸	六戸	六戸	二六戸	一〇戸	
田畑反別	田	畑	田	畑	田	畑	田	
別反作耕	田	畑	田	畑	田	畑	田	
合 計	二四九・二四	一九八・一七	二〇八・三三	三三〇・〇六	一六六・〇八	一九六・一三	一四九・〇七	
農業別	耕種収入 一、六三・九八三	養蠶収入 四六・六四〇	耕種収入 一、四六九・九一〇	養蠶収入 五五・一七三	耕種収入 一、五八・九八六	養蠶収入 二、〇三六・〇三〇	耕種収入 二、九九四・六二九	
業 農	養畜収入 一三七・三三六	農産加工収入 五八・四三八	養畜収入 一四一・一八五	農産加工収入 一八〇・八五五	養畜収入 一三七・〇一五	農産加工収入 八七・一五九	養畜収入 四六・〇七五	
入 收 總	其他収入 八七・九〇六	合 計 二、四三四・三〇三	其他収入 一〇八・六八七	合 計 二、四〇〇・六七三	其他収入 九五・六五九	合 計 二、三七九・九六九	其他収入 一一〇・九六二	
業 農 所 得	農業經營費 一、三六・六四五	農業所得 一、二七・六五八	農業經營費 一、四九二・八八九	農業所得 九二六・四七六	農業經營費 一、三三三・八三七	農業所得 一、一九三・二一七	農業經營費 一、五三・六三三	

(一) 組織の内容

調査農家百八十六戸を作物、耕地、農業収入等の種類を斟酌して先づ次の七組織に分類せり。

- (1) 田作を主とする組織
養蠶を營むもの……(A)……三〇戸
養蠶を營まざるもの……(B)……四三戸
- (2) 畑作を主とする組織
養蠶を營むもの……(C)……一〇戸
養蠶を營まざるもの……(D)……六戸
- (3) 田畑相半ばする組織
養蠶を營むもの……(E)……六一戸
養蠶を營まざるもの……(F)……二六戸
- (4) 蔬菜栽培を主とする組織……(G)……一〇戸

最も多き組織は田畑相半ばする組織にして八十七戸を占め、次は田作を主するものにして七十三戸第三は畑作を主するものにして十六戸、最も僅少なるは十戸の蔬菜栽培農家にして主に都會の附近に所在し、生産物は直ちに都會の市場に搬入賣却するを普通とす。而して養蠶を營むものと然らざるものとに分類する時は前者百一戸にして、後者八十五戸なり。

(二) 耕作反別

耕作反別に就きて七組織の内容を窺ふに、最も大なるは(D)組織の農家にして一戸當二町八畝歩餘に當り、最も少なきは(G)組織の農家にして一戸當一町四反九畝歩餘にして(D)組織の四六%を示す。即ち畑作を主とする組織最も多

く、之に次ぐは田畑相半ばする組織、田作を主とする組織、蔬菜栽培を主とする組織の順位なり。而して養蠶を営まざるもの、耕作反別は何れも類似組織中養蠶を営むものより廣大なり。

田地反別の大なるは(B)組織の農家にして一戸當一町八反四畝歩餘を有し、最も少なきは(D)組織の二反一畝餘にして、田作を主とする組織を最大とし、田畑相半ばする組織、蔬菜栽培を主とする組織、畑作を主とする組織の順位なるは當然の結果と云ふを得べし。畑地に於ては(D)組織の一戸當二町九反三畝歩餘を最多とし、(A)組織の五畝歩餘を最少とす。園地は主として桑園にして養蠶を営む組織は何れも多くの面積を有し、就中(C)組織は最大なるものにして一戸當五反一畝歩餘を有し、其他(E)組織の三反四畝歩餘、(A)組織の二反七畝歩を示すに反し、養蠶を営まざる(G)組織の如きは漸く三畝歩にして(B)及(D)組織の四畝歩餘、(F)組織の一反二畝歩餘を有するに過ぎず。

(三) 農業總收入

農業總收入に就きては蔬菜栽培を主とする組織著しく多く一戸當平均三千四百四十四圓餘にして、其の他の組織に於ては大なる逕庭を見ざれども強いて内容を細別せんか、比較的田を主とする組織に收入多く第二位を示し、次は畑作を主とする組織にして、田畑相半ばする組織に於て稍々僅少なる傾向を示す。

蔬菜栽培地は多く都會附近に在りて、或は促成栽培をなすものあり、或は季節毎に種々なる蔬菜を販賣し、或は農産物を加工して賣却するが故に粗收入の莫大に上るは當然の事と云ふを得べし。

農業總收入の内容に就きて見るに、耕種收入に於ては(G)組織の二千九百九十四圓餘を最多とし、

次は(B)組織の二千百十一圓餘にして前者と大なる差異なく、最も僅少なるは(C)組織の一千四百六十九圓餘を示し、概観すれば蔬菜栽培を主とする組織第一位にして、田作を主とする組織次に位し、第三位は田畑相半ばする組織、最少なるは畑作を主とする組織とし、其の收入額は何れも類似組織中養蠶を営まざるものは營むものより大なる傾向を有す。養蠶收入は(C)組織を最高とし一戸當五百五十一圓餘にして、(E)組織第二位、(A)組織第三位に位し、其の他の組織は皆無なり。

養畜收入は甚だ僅少にして耕種收入に比し大なるものと雖も約其の一〇%、小なるものは約一・五%に過ぎざるものあり。養畜收入中最大なるは(C)組織の百四十一圓餘にして、最少は(G)組織の四十六圓餘とし、概観すれば畑作に多く、田作、田畑相半、蔬菜栽培の順位を示す。農産加工收入も亦養畜收入と等しく僅少なるものにして、最も多きは(G)組織の二百九十二圓餘、最も少きは(A)組織とし、一般に蔬菜栽培を主とする組織及畑作を主とする組織に多く、其の他の組織は何れも僅少なり。其の他の收入に於ては何れも大なる差異を認めず、多きは百四十圓餘より少きは七十九圓餘にして、只養蠶を営まざるものは營むものよりも多額なるを示す。是れ養蠶を営まざるものは營むものに比し多くの餘剩労働を有するが故に、此の労働を以て收入の不足を補ひ、農家家計の安定を企つるが爲めなるべし。

更に一反歩常農業總收入を見るに(G)組織最も多く二百三十圓餘にして、第二位は(A)組織の百六十二圓餘、最も少きは(D)組織にして七十四圓餘なり。概観すれば蔬菜栽培を主とする組織最高にして、次は田を主とする組織、第三位は田畑相半する組織、最低は畑を主とする組織と云ひ得べく、此

の結果より見れば農業経営組織の集約の程度に依り、農業総収入に影響するものあるを察知するを得べし。且亦類似組織中養蠶を営むものと然らざるものとに於ては一反歩當の収入は明かに前者の組織多額にして二十圓乃至四十五圓の差額を示し、養蠶飼育有無の影響亦輕からざるものあり。

(四) 農業經營費

農業經營費に於ては、農業總収入に於けるが如く最高と最低の開き約三七%あるに比すれば、甚だ僅少にして約二四%に過ぎず。即ち(G)組織の一千五百二十二圓餘を最高とし、第二位は(C)組織の一千四百九十二圓餘にして、最低は(F)組織の一千百八十六圓餘なりとす。農業總収入と農業經營費とは農業組織別より見る時はその高低の歩調を同一にせざれども次の二三の傾向を推知するを得べし。

(1) 農業總収入に於て其額蔬菜栽培を主とする組織最大なる如く、農業經營費に於ても亦最大なり。

(2) 農業總収入に於て類似組織中養蠶を営むものと然らざるものとの間は、明確ならざれども大體に於て稍々前者多額なる傾向を有し、農業經營費に於ては明かに前者に多く、後者に少くして約六十七圓乃至二百七十九圓の差額を示す。

更に一反歩當農業經營費に於ては、(G)組織最も多く百二圓餘にして、最少は三十七圓餘の(D)組織なりとす。此の結果に依れば明かに蔬菜栽培を主とする組織に於て最高にして、田を主とする組織、田畑相半する組織、畑を主とする組織の順位をなし、經營の集約程度に影響するをを示す。且つ類似組織中養蠶を営むものは桑葉等飼料費に多額を要するを以て養蠶を營まざるものより明かに多くの經營費を要す。

(五) 農業所得

農業所得に於て最高額は(G)組織にして一千九百二十一圓餘を有し、最少額は(C)組織にして九百十六圓餘に過ぎず。即ち農業所得に於ては蔬菜栽培を主とする組織最も大にして、其の他の組織に於ては判然たる區別を附し難きこと農業總収入以上なり。

更に一反歩當の農業所得を見るに、依然として蔬菜栽培を主とする組織を最高とし、次は田を主とする組織及田畑相半する組織に於て比較的多く、畑作を主とする組織最も僅少なり。而して類似組織中養蠶を営むものと然らざるものとに於ては明確に前者に屬するもの多額を示す。

次に一反歩當農業收入、農業經營費及農業所得を示せば左の如し。

種別	田を主とする組織		畑を主とする組織		田畑相半する組織		蔬菜栽培を主とする組織(G)
	養蠶を營むもの(A)	養蠶を營まざるもの(B)	養蠶を營むもの(O)	養蠶を營まざるもの(D)	養蠶を營むもの(E)	養蠶を營まざるもの(F)	
農業收入	一六三・五〇四	一一〇・八七九	一一五・四四六	七四・〇九五	一四・九八七	一二・一八〇	三三〇・八三三
農業經營費	八七・八九四	六三・八八九	七・五三三	三七・九〇九	八〇・八〇六	六〇・四二五	一〇三・〇五三
農業所得	七四・六一〇	五七・九九〇	四三・九一三	三六・一八六	六・一八二	六〇・七五五	一二八・七八〇

第十九、農家の負擔

(一) 調査農家の概況

調査農家戸数は自作五十九戸、自小作六十七戸、小作四十九戸にして其戸数が他の項目調査に供したる戸数より減じたるは本調査にありては租税の内容を調査するに完全なるものを選定したるが故なり。従つて其概況も亦多少相違を來せるも大なる差異なし。即ち農家の所有土地面積、農家所得一戸當平均を示せば次の如し。

種 目	種 目		
	自 作(五十九戸)	自小作(六十七戸)	小 作(四十九戸)
田 (所有)	一五四・一三	七三・〇六	三・〇〇
畑 (同)	一〇二・〇三	四〇・〇八	八・二五
小計 (同)	二五六・一六	一一二・一四	一一・二五
總計 (同)	四三一・〇五	一五五・〇九	二〇・〇四
農家所得	一、六八一・六三八	一、四五九・二五六	六八・五四六

備考 土地面積は農業用なると貸付たるとを問はず所有するもの全部なり。

(二) 租税及其他の負擔額

調査農家の負擔せる租税公課の種類(名稱)は甚だ多く且記帳不完全なるもの多くして國税以外は之を正確に分類すること難し。本調査に於ては其名稱及性質より考へて次の如く分類せり。

(イ) 國税——田租、畑租、宅地租及雜地租、其他。

其他に屬するもの、中には自家醬油税、所得税、相續税、不動産取得税を含む。

(ロ) 府縣税——地租割、戸數割、其他。

費に計上するを至常とす。然れども農家の記帳よりしては其内容を詳細に調査すること不可能なるのみならず、一村數戸の農家の調査なるを以て之を以て其部落又は町村の全部を推すを得ず、故に記帳のまゝ負擔として取扱ふこととせり。内譯を示せば次の如し。

種 目	種 目		
	自 作(五十九戸)	自小作(六十七戸)	小 作(四十九戸)
田 租	三三・四〇二	一〇・六〇一	〇・三五〇
畑 租	五・六一〇	二・〇一〇	〇・四〇四
宅地租及 雜地租	二七・四五	一・八二五	〇・四八三
其 他	四・一三六	一・〇六六	〇・一七
租税總額に對する%	三五・八八四	一五・五〇三	一・三五三
計	二一・一八	一八・五九	五・九七
府 縣 税	三八・六五八	一六・八二四	一・二二
地 租 割	一五・三三七	七・三三五	三・三二六
其 他	七・〇六八	六・〇〇三	三・四九三
租税總額に對する%	六〇・九六三	三〇・五五一	七・九三〇
計	三五・九九	三六・六四	三四・九四
地 租 割	二二・一一一	一〇・一〇九	〇・六九六

作の所得税とす。調査農家全體より見る時は所得税を納付するものは自作五十九戸中二十八戸、自作六十七戸中五戸にして小作農は一戸もなく甚だ少数なれども自作のみにつきて見れば納付戸數四七%に當り約半数なり。次ぎに所得税を納付せざるものとの比較を示す。

自作五十九戸	所有田畑面積		農家所得	所得税
	田	畑		
納付戸數二十八戸平均	一八四・三	一一一・二六	一九三七・六〇四	七〇・六九
納付せざる戸數三十一戸平均	一二七・二	九三・一六	一、四五〇・四二四	
	計	二九五・二八		

備考 (1) 所得税負擔農家と然らざる農家とを夫々戸別に檢する時は必ずしも本表の如く負擔農家が然らざる農家よりも所得及財産に於て大なるものにあらず寧ろ一定の限界を認め得ず。後者に於て其少額を示せるは所謂過少農を含むが故にして前者には之を含まざるが故なり。

(2) 自作は僅か五戸に過ぎざるを以て説明を省く。

(ロ) 府縣稅其他、所謂雜種稅と稱するものにして其主なるものの納付戸數及平均金額を示す。

稅目	自作(五十二戸)		自作(六十一戸)		小作(四十七戸)	
	納稅戸數	平均金額	納稅戸數	平均金額	納稅戸數	平均金額
諸荷車稅	三〇	三・〇五〇	三三	二・九五五	一五	三・八一
倉庫稅	二九	一・二〇九	一六	〇・五六四	二	一〇・四一五
牛馬稅	八	〇・八〇六	七	〇・六四三	三	〇・七五〇
自轉車稅	三	四・九七二	三	三・八七一	二〇	三・七九三

備考 (1) 調査戸數の少なきは雜稅として一括せられ其内譯不明なるものありたるが故なり。

(2) 平均金額の自作、自作の順に少額なるは課稅率の異なるを示すものにあらずして課稅の目的となる物件の所有箇數異なるが爲なり。

(ハ) 町村稅其他は其大部分、府縣稅、雜種稅、附加稅にして該稅目に一括せられたるもの多く内譯不明なるを以て之を省く。

(ニ) 租稅以外の負擔其他 此項に屬するものは農會費を除ける租稅以外の負擔にして前述の如く其種類甚だ多く、而も地方に依り農家により負擔するものと然らざるものとあり。次ぎに其主なるもののみにつきて示す。

種目	自作(五十九戸)		自作(六十八戸)		小作(四十九戸)	
	負擔戸數	平均金額	負擔戸數	平均金額	負擔戸數	平均金額
水利組合費及び之に準ずるもの	二八	一一・六〇〇	三四	一〇・三〇六	一一	四・三六〇
部落費同協議費及び之に準ずるもの	三三	一七・〇〇〇	二五	九・一七八	三三	三・五五三
畜産組合提議組合山林會等及び之に類する團體經費	三三	一・八四〇	三〇	二・四三八	一三	二・三二〇

備考 本表に示せるもの以外に尙多數の種類あるも負擔戸數より見る時は甚だ少数なるを以て省略せり。

第二章 農家經濟調査累年比較

大正十年度より大正十三年度に至る成績を比較するに第一に注意すべきは調査農家なり。北海道の調査農家は自作一戸、自作兼小作一戸なるも内地と其の趣を異にするが故に除きたり。又農業總收入に

付き十年度より十二年度に至る三ヶ年間は、自家農業生産物中自家の農業經營に使用するものは凡て除きたるを以て、十三年度とは其の額に於て甚しく異なるものあり、即ち前三ヶ年間は農業總収入は主として販賣額及家事仕向額等なりしが、十三年度より更に自給現物をも加へ計算せるを以てその額多大に上るものあり。故に第二として農業經營費に就きても亦同様にして前三ヶ年は農業よりの自給現物の使用は凡て控除せるも十三年度に於ては加算せるを以てその額は多大なること當然なり。されば農業總収入及農業經營費の實數の存する項目は比較すること能ざるを以て、其の他の數項目に就きてのみ比較することせり。

一、調査農家戸數

種別	自作農	自小作農	小作農	計
大正十年度	三三戸	三三戸	三五戸	一〇〇戸
同 十一年度	三二戸	三三戸	三六戸	一〇〇戸
同 十二年度	四三戸	四三戸	四六戸	一三〇戸
同 十三年度	六七戸	六八戸	四九戸	一八四戸

二、農業用土地面積

種別	耕作面積		農業用地面積		農業用土地面積
	面積	割合	面積	割合	
大正十年度	一九・〇〇八	三三・三	三六・〇一〇	四九・八	五五・八
同 十一年度	一六・九〇八	三二・一	三三・六一一	四七・〇	五三・九
同 十二年度	一六・五三〇	三二・一	三四・一二四	四七・〇	五三・四
同 十三年度	一八・三〇六	三三・三	三五・四三三	四九・八	五九・一
四ヶ年平均	一七・六三五	三二・一	三三・二一六	四七・〇	五五・八
大正十年度	二一・二二三	三三・三	二二・八一六	四七・〇	五九・一
同 十一年度	一七・二二三	三二・一	二二・六〇三	四七・〇	五三・九
同 十二年度	一七・九一八	三二・一	二二・九三三	四七・〇	五三・四
同 十三年度	一八・三〇八	三三・三	二二・二一六	四七・〇	五九・一
四ヶ年平均	一七・三〇五	三二・一	二二・二一六	四七・〇	五五・八
大正十年度	一四・七二三	三三・三	一七・六二九	四七・〇	五九・一
同 十一年度	一五・〇〇八	三二・一	一六・七〇五	四七・〇	五三・九
同 十二年度	一五・五二〇	三二・一	一七・三〇七	四七・〇	五三・四
同 十三年度	一四・五三六	三三・三	一五・九一七	四七・〇	五九・一
四ヶ年平均	一四・九三四	三二・一	一六・九〇七	四七・〇	五五・八
大正十年度	一六・四三〇	三三・三	二五・四〇〇	四七・〇	六四・八
同 十一年度	一六・四二三	三二・一	二四・三〇〇	四七・〇	六五・一
同 十二年度	一六・六一九	三二・一	二四・〇〇八	四七・〇	六八・六
同 十三年度	一七・〇二三	三三・三	二四・七二五	四七・〇	七〇・九
四ヶ年平均	一六・六一一	三二・一	二四・七二五	四七・〇	六七・三

三、農業資本

種別	實		農地 農業資本 資本の本 割の對 す割合 る合	
	大正十年度	平均		
自作農	三三、一四〇・四九三 一七、八八七・五三四 一七、四七七・九三四 一七、三六七・三八五 一八、六九三・三三四	一三、八五三・五五三 一三、八四七・一二七 一七、三七〇・四三五 一六、五三一・四三六 一五、四〇〇・三八五	七三・六% 七二・七% 六九・四% 七三・五% 七二・六%	
自小作農	一三、八五三・五五三 一三、八四七・一二七 一七、三七〇・四三五 一六、五三一・四三六 一五、四〇〇・三八五	一〇、三三三・〇六三 一〇、〇九四・四八五 一一、九七三・六三三 一一、二八六・〇五 一〇、八五四・九四七	七三・八% 八〇・一% 八二・三% 八三・六% 八〇・九%	
小作農	一〇、三三三・〇六三 一〇、〇九四・四八五 一一、九七三・六三三 一一、二八六・〇五 一〇、八五四・九四七	一〇、三三三・〇六三 一〇、〇九四・四八五 一一、九七三・六三三 一一、二八六・〇五 一〇、八五四・九四七	八五・〇% 八四・七% 八六・四% 八六・三% 八五・六%	
平均	一五、一七五・七二二 一三、七四八・六九九 一五、四九五・五三五 一四、九七三・四七五 一四、八四八・一〇三	一〇、三三三・〇六三 一〇、〇九四・四八五 一一、九七三・六三三 一一、二八六・〇五 一〇、八五四・九四七	七三・四% 七六・〇% 七九・六% 七八・五%	
種別	自作農	自小作農	小作農	平均
大正十年度	一、一三八・〇八二	八八四・九〇六	五九七・三〇四	八六五・二六三

四、農業所得

種別	大正十一年度		大正十一年度 十二年度 十三年度 平均	
	大正十一年度	平均		
自作農	九三・六五〇 一、〇五六・三三四 一、三五八・九一八 一、一六・九六九	七七五・二四〇 一、〇〇二・五七〇 一、六三三・七三九 九五六・六四	五三七・五二八 六八二・〇五九 七三四・九〇八 六三三・九四七	
自小作農	一、〇八三・八七三 九九七・八二七 一、二九五・四五 一、四六二・三〇三 一、三〇九・八六三	一、〇八三・八七三 九九七・八二七 一、二九五・四五 一、四六二・三〇三 一、三〇九・八六三	七六五・七七 七三〇・六九七 九四一・九三七 九七〇・八六七 八五三・三二八	
小作農	一、〇八三・八七三 九九七・八二七 一、二九五・四五 一、四六二・三〇三 一、三〇九・八六三	一、〇八三・八七三 九九七・八二七 一、二九五・四五 一、四六二・三〇三 一、三〇九・八六三	七六五・七七 七三〇・六九七 九四一・九三七 九七〇・八六七 八五三・三二八	
平均	一、〇六七・六三二 九六二・五四六 一、一九八・七四三 一、三九三・七九〇 一、一五五・六七七	一、〇六七・六三二 九六二・五四六 一、一九八・七四三 一、三九三・七九〇 一、一五五・六七七	七八・六五七 九〇七・一三八 一、〇八二・五三三 八九五・八九五	
種別	自作農	自小作農	小作農	平均
大正十年度	一、二五六・五八九	九八〇・九五六	七三〇・六七八	九八一・五六三

五、農家の所得

種別	大正十一年度		大正十一年度 十二年度 十三年度 平均	
	大正十一年度	平均		
自作農	一、三八一・〇四〇 一、一九四・三三三 一、三八三・三〇三 一、七四八・三〇〇 一、四三六・六九四	一、三八一・〇四〇 一、一九四・三三三 一、三八三・三〇三 一、七四八・三〇〇 一、四三六・六九四	一、〇六七・六三二 九六二・五四六 一、一九八・七四三 一、三九三・七九〇 一、一五五・六七七	
自小作農	一、〇八三・八七三 九九七・八二七 一、二九五・四五 一、四六二・三〇三 一、三〇九・八六三	一、〇八三・八七三 九九七・八二七 一、二九五・四五 一、四六二・三〇三 一、三〇九・八六三	七六五・七七 七三〇・六九七 九四一・九三七 九七〇・八六七 八五三・三二八	
小作農	一、〇八三・八七三 九九七・八二七 一、二九五・四五 一、四六二・三〇三 一、三〇九・八六三	一、〇八三・八七三 九九七・八二七 一、二九五・四五 一、四六二・三〇三 一、三〇九・八六三	七六五・七七 七三〇・六九七 九四一・九三七 九七〇・八六七 八五三・三二八	
平均	一、〇六七・六三二 九六二・五四六 一、一九八・七四三 一、三九三・七九〇 一、一五五・六七七	一、〇六七・六三二 九六二・五四六 一、一九八・七四三 一、三九三・七九〇 一、一五五・六七七	七八・六五七 九〇七・一三八 一、〇八二・五三三 八九五・八九五	
種別	自作農	自小作農	小作農	平均
大正十年度	一、二五六・五八九	九八〇・九五六	七三〇・六七八	九八一・五六三

六、家計費

種別	大正十年度
自作農	一、二五六・五八九
自小作農	九八〇・九五六
小作農	七三〇・六七八
平均	九八一・五六三

附録

大正十一年度
大正十二年度
農家經濟調査

緒言

一、茲に附録として掲記する大正十一、十二年度調査は大正十三年度調査と其調査方法を異にす。異點を列記すれば左の如し。

(イ) 農業總収入の算出方法、大正十年度より十二年度に至る三ケ年は農業經營によりて得たる農産物を再び經營に使用するが如き場合は収入として見ざるも、大正十三年度以降の分は農業經營より得たる農産物は凡て之を含む。

(ロ) 農業經營費算出方法、前項に従ひて十年度より十二年度に至る三ケ年は自家經營によりて得たる農産物を自家經營に使用したる場合は、之を經營費として見ず、即ち収入として取扱はざると同時に支出としても取扱はず。然るに十三年度以降は収入として挙ぐるを以て同時に支出として計上す、故に十三年度以降は農業總収入及農業經營費は其額前年度に比して多額なるは勿論なり。

(ハ) 前二項の最重要なる點を異にするを以て、農業總収入、農業經營費、農家の總収入、農家の經營の四項は比較するを得ず。

二、大正十一年度調査は、大正十年度調査に引續き大正十一年三月一日より大正十二年二月末日に至る一ヶ年間百戸の農家に就き各種の經濟狀態を調査せるものにして、之が農家の種類は自作農三十一戸、自小作農三十三戸、小作農三十六戸なり。

大正十二年度調査は大正十二年三月一日より大正十三年二月末日に至る一ヶ年間、自作農四十二戸自小作農四十二戸、小作農四十六戸合計百三十戸の農家に就き各種の經濟狀態を収集せるものなり。

三、大正十一年度及大正十二年度調査に於ける取纏方法の概要を記載すれば次の如し。

- (1) 農業用土地面積 = 年度始現在農業用所有地 + 借入小作地
- (2) 農業純財産 = 農業資産 - 農業負債
- (3) 農家純財産 = 農業純財産 + 農業以外純財産
- (4) 農業總收益 = 生産物収入額 + 動植物増減價額 + 農業資本利用収入 + 農業未収入金 + 其他
- (5) 農業經營費 = 諸負擔 + 土地費 + 建物土地改良費 + 農具費 + 種苗費 + 飼料費 + 肥料費 + 光熱費 + 勞賃 + 農業負債利子 + 小作料 + 農業賃借料 + 其他
- (6) 農業所得 = 農業總收益 - 農業經營費
- (7) 農家總收益 = 生産物収入額 + 動植物増減價額 + 財産利用収入 + 俸給勞銀等 + 未収入金 + 其他
- (8) 農家經費 = (現金支拂總高 + 現物支拂總高 + 固定財産減價額 + 未拂金 + 未拂現物) - (固定財産支出額 + 購入現物總高 + 購入現物轉賣高 + 貯金、預金、講掛金、貸付金、借入金返済等 + 家計費)

- (9) 農家所得 = 農家總收益 - 農家經費
- (10) 家計費 = 家事用現金支拂高 + 家事用現物支拂高 + 家事未拂金 + 家事未拂現物 + 家事用固定財産減價額

第一、大正十一年度 農家經濟調査

一、調査區域及調査農家の戸數

本調査は一府二十縣に於ける調査農家百八十九戸中取纏の完備せるもの百戸を採用せり。今其調査區域別に農家の種類並戸數を擧ぐれば左の如し。

區域	府縣名	自作農	自作兼小作農	小作農	計
東北區	秋田縣 岩手縣 福島縣 計	二戸 一戸 三戸	二戸 二戸 一戸 五戸	三戸 二戸 四戸	六戸 五戸 一戸
關東區	神奈川縣 茨城縣 栃木縣	三戸 三戸 一戸	一戸 三戸 一戸	一戸 二戸 一戸	五戸 六戸 二戸

地勢	自作				計
	自作兼小作	小作	小作	計	
一、養蠶を営まざる田を主とする地方	1	1	1	1	3
二、養蠶を営む田を主とする地方	5	1	1	1	8
三、養蠶を営まざる畑を主とする地方	2	2	2	2	5
四、養蠶を営む畑を主とする地方	2	2	2	2	5
五、養蠶を営まざる田畑相半する地方	2	2	2	2	5
六、養蠶を営む田畑相半する地方	2	2	2	2	5
七、山附地方	6	4	2	2	12
合計	23	36	12	12	83

更に調査農家の分布状態を農業組織上より観たる地勢別に分類すれば次の如し。

合計	九州區			四國區	
	宮崎縣	長崎縣	福岡縣	媛縣	愛媛縣
21	7	2	3	2	1
3	4	1	3	1	4
3	9	2	4	3	2
100	20	4	10	6	7

德島縣	中國區		近畿區		東海區		東山區		北陸區	
	山根縣	島根縣	兵庫縣	京都府	三重縣	靜岡縣	岐阜縣	長野縣	新潟縣	福井縣
1	2	2	1	1	4	3	1	6	3	3
1	4	2	2	1	1	1	5	2	3	4
1	3	2	1	2	2	2	5	2	3	5
2	9	6	3	4	4	7	6	1	6	7

八、都會附近	計	三三	三一	三三	三三	一〇六
--------	---	----	----	----	----	-----

一、農業用土地面積

調査農家の農業用土地面積は二町五反二畝歩にして内田畑面積は一町六反三畝二三歩なり。之を大正十年度に於ける調査と比較するときは總面積に於て二畝歩少く田畑面積に於ては約一畝歩の減少なり。之調査農家に移動ありしに依るものにして、今之を観るに最も多きは田地にして一町八畝餘歩あり、山林六反三畝餘、畑地四反餘歩之に次ぐ。

次に農業用土地面積を自作、自作兼小作、小作別に觀察すれば左表の如し。

種目	自作 (31)		自作兼小作 (33)	
	所有	借入	所有	借入
田	九五・二九	四・二九	五四・二二	六六・〇六
畑	五三・二八	〇・〇五	二五・三三	九・一七
園地	一五・〇四	〇・〇三	一〇・一三	五・〇四
小計	一六四・〇二	五・〇七	九〇・二六	八〇・二八
宅地	四・二六	—	五・一七	〇・一四
山林	一三三・一五	—	四六・一七	一・〇八
其他	五三・二二	—	二・一〇	〇・一七
計	三五五・〇三	五・〇七	一四五・一〇	八二・〇六

種目	自作 (36)		平均 (100)
	所有	借入	
田	二〇・四	一〇二・〇一	一〇八・二〇
畑	四・一八	二七・一三	四〇・〇五
園地	一・二四	一三・〇八	一四・二八
小計	八・六六	一四二・二三	一六三・三三
宅地	一・〇七	二・一八	四・二七
山林	三・二六	六・〇八	六三・三五
其他	一・〇三	一・三五	一九・一五
計	一四・二三	一五七・〇五	二五二・〇〇

二、農業資本

農業資本は調査農家平均一戸當り一萬三千七百四十八圓餘にして、内土地資本は其七十八%を占む。今之を自作、自作兼小作、小作別に比較する時は自作農最も多くして一萬七千八百八十七圓餘、自作兼小作農之に次ぎ一萬三千八百四十七圓餘、小作農にありては借入小作地を合算するも最も少くして一萬九十四圓餘に當るを見る。其内容を示せば次表の如し。

種別	自作 (戸平均)		自作兼小作 (戸平均)		小作 (戸平均)		平均 (戸平均)	
	實數	割合%	實數	割合%	實數	割合%	實數	割合%
土地所有	一三、三七三・三四九・九・二	78.1%	五、九四六・三五八・四・九	78.1%	五〇一・四〇三	5.0%	五、九七八・五八四・三・五	78.1%
	四五五・三四四・二・五	2.5%	五、一六六・七九七・三・三	2.5%	八、〇四八・〇五八・七・九	8.0%	四、七四三・五〇三・四・五	2.5%
土地借入	一一、八三八・六九三・七・七	7.7%	一一、一三〇・五五八・〇・三	7.7%	八、五四九・四六〇・八・四・七	8.4%	一〇、七三三・〇〇八・七・〇	7.7%
	一、六三四・五七六・九・一	9.1%	一、〇〇四・七八五・七・三	9.1%	五、一五〇・〇〇七	5.1%	一、〇三三・七〇五・七・四	9.1%
建物及土地改良	—	—	—	—	—	—	—	—

農具	動物	植物	現金	負債		現引農業純財産
				借入	計	
三〇〇・三四〇	一七三・四四一	一、六三三・四三〇	七九一・六八八	一七、八八七・五三四	一七、一六七・二四七	一、七
二九五・二六三	一四〇・二五三	四七二・三三五	五七四・八六八	一三、八四七・二一七	八、三三四・三〇七	二、二
一九八・九一七	一三〇・四八六	二二五・六七二	四三三	一〇、〇九四・四八五	一、八四四・二一八	二、〇
〇〇・五五五	一一〇・六一一	八二・六六六	三五五・二七七	一五九・六六七	八、二五〇・二六八	二、〇
二六二・一五三	一四八・三四五	七三九・五三三	五五二・三二九	一三、七四八・六九九	八、七五二・五九五	一、九
一四八・三四五	一一一	五五二・三二九	四〇〇	一三、七四八・六九九	八、七五二・五九五	一、九
二六二・一五三	一四八・三四五	七三九・五三三	五五二・三二九	一三、七四八・六九九	八、七五二・五九五	一、九
二六二・一五三	一四八・三四五	七三九・五三三	五五二・三二九	一三、七四八・六九九	八、七五二・五九五	一、九

四、農家總純財産

一戸當平均農家總純財産は年度始に於て一萬二千三百八圓餘なりしも、年度末に至りて一萬二千四百九圓餘となり約二百五十八圓餘の減少を見る。而して自作、自作兼小作、小作の何れにありても財産の増加せるものなく、其の減少額の最も多きは自作の六百十圓餘にして、自作兼小作の百六十九圓餘之に次ぎ、最も少きは小作にして三十六圓餘に當る。猶年度始農家總純財産に對する農業純財産の割合は七

一%なり。之を自作、自作兼小作、小作別に比較せば次表の如し。

種別	農家總純財産		農業純財産		以外純財産	
	年度始	年度末	年度始	年度末	年度始	年度末
自作 (三十一月平均)	一七、一六七・二四七	一六、六九〇・九五二	一六、六九〇・九五二	一六、六九〇・九五二	一、三〇三・三五八	一、三〇三・三五八
自作兼小作 (三十三月平均)	八、三三四・三〇七	八、〇六七・七三二	八、〇六七・七三二	八、〇六七・七三二	一、四六八・八九四	一、四六八・八九四
小作 (三十六月平均)	一、八四四・二一八	一、八三四・八四二	一、八三四・八四二	一、八三四・八四二	二、七二一・二九九	二、七二一・二九九
平均 (百戸平均)	八、七五二・五九五	八、四九七・〇八五	八、四九七・〇八五	八、四九七・〇八五	二、五五五・七七三	二、五五五・七七三
農家總純財産	三三、三六八・三三三	三二、〇六八・一六一	三二、〇六八・一六一	三二、〇六八・一六一	三、〇七三・一七三	三、〇七三・一七三
農業純財産の割合	七・六%	七・三%	七・三%	七・三%	七・一%	七・一%
農業以外純財産の割合	二八・四%	二六・三%	二六・三%	二六・三%	二八・四%	二八・四%

尙参考として農業財産及農業以外財産の各種類に付きて之が内容を表示せば次の如し。(但し百戸平均)

之に依りて観るに農家の總負債は年度始に於て一戸當平均四百八十二圓餘、年度末に於て五百五十五圓餘にして七十二圓餘の増加を示せり。

(一) 農業財産

種目	年度始		年度末		増減
	金額	増減	金額	増減	
土地	五、九七、五〇八	(減)	五、八四、八七六	九三、六三〇	
建物及土地改良	一、〇二、三七五	(減)	一、〇二、四〇八	一六、九六七	
農具	二六二、一三三	(増)	二六四、一二〇	一九八	
動物	一四一、八〇五	(減)	一三六、一三三	五、六八二	
植物	七三八、九三三	(増)	七四二、九八〇	四、〇四七	
現金及之に準ずるもの	五五三、三二九	(減)	四八九、三三四	六三、九九五	
計	三〇〇、七三二	(増)	三〇一、五一九	〇、七八七	
借入金	八、九三、七四	(減)	八、八二、三五二	一七三、三六二	
未拂金	一八一、四六八	(増)	二五四、八三三	七三、三六四	
未拂利	二八、八一三	(増)	三九、八五五	一一、〇四三	
其他	五、二五五	(減)	四、九六六	〇、二八九	
計	二五、五八四	(減)	二四、六一四	〇、九七〇	
計	二四一、一九	(増)	三四、二六七	八三、一四八	

(一) 農業以外の財産

種目	年度始		年度末		増減
	金額	増減	金額	増減	
土地	一、一五、七三六	(減)	一、三四、一六六	一六、五七〇	
建物及土地改良	六九、九八〇	(減)	六五九、九五二	三三、〇二九	
家具	一、三三四、二五五	(増)	一、三六、八一九	二七、五六四	
動物	一四、六四九	(減)	一一、九三八	二、七一一	
植物	六四、五三三	(減)	六三、八一九	一、七〇四	
現金及之に準ずるもの	五三四、三九一	(増)	五四七、〇三〇	一三、六三九	
計	三、七九七、五三四	(減)	三、七三三、七三三	一三、八一一	
借入金及未拂金	二四一、七六三	(減)	三三〇、八九三	一〇、八六九	
(差引)農業以外純財産	三、五五五、七七三	(減)	三、五五二、八三〇	二、九四三	
農業純財産	八、七五三、五九五	(減)	八、四九七、〇八五	二、五五五、五〇〇	
農業以外純財産	三、五五五、七七三	(減)	三、五五三、八三〇	二、九四三	
農家總純財産	一三、三〇八、三六七	(減)	一二、〇四九、九一五	二、二五八、四五三	

五、農業總收益

農業總收益は一戸當平均一千三百七十一圓餘にして其の内一千三百五十九圓餘は農業生産物に依る収入なり。今之を自作、自作兼小作、小作別に比較すれば次表の如し。

種別	自作(三十一戸平均)		自作兼小作(三十三戸平均)		小作(三十六戸平均)		平均(百戸)	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合
生産物收入	一、四五〇・四三	100	一、四五〇・八五九	100	一、三〇三・一三九	100	一、三五九・九〇〇	100
動物増減價額	(増) 〇・八八三		(増) 四・五五二		(増) 四・八三三		(増) 三・五二四	
農業資本利用收入	一・二五七		六・〇三三		一・九九八		三・〇九六	
農業未収金其他	三・三六五		六・七〇三		四・二七八		四・七六〇	
(計)農業總收益	一、四五五・九四六	100	一、四六三・一三五	100	一、三二四・二四七	100	一、三七一・二二〇	100

備考 茲に掲げたる各項目は農家の現實に生産若くは取得したるもの、内正確に其年度内に於ける農業經營に因るもの、みを取
 經めて集計したるものなり。従つて年度始に農業財産として計上したる動物物か年度内に販賣若くは他に仕向けたる場
 合は其の額を生産物收入の項に計上して動物物増減額の項に於て其の販賣若くは仕向けたる動物物の價額を控除したり。

又農業總收益中販賣生産物を觀察するに最も多きは耕種收入にして、内田作物收入は調査農家平均一戸當三百六十八圓餘あり。之に次ぐは養蠶收入にして二百四十八圓餘を算す。而して畑作物收入は百二十二圓餘あるを見るも畜産及農産加工に依る収入は極めて僅少なり。次に農業生産物中販賣額に對する自家消費額の割合は四七・七%に當る。

今之を自作、自作兼小作、小作別に表示せば次の如し。

種別	自作(三十一戸平均)		自作兼小作(三十三戸平均)		小作(三十六戸平均)		平均(百戸)	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合
田收入	五二九・七八五	100	四〇六・六五三	100	一九四・二四一	100	三六八・三五五	100
畑收入	二〇二・六三五	38	八三・八八七	20	八八・六九〇	45	一一二・四三九	30
山林收入	四六・七六七	9	一〇・一五六	3	六・六五三	3	二〇・二四四	6
養蠶收入	二五九・八〇四	49	二八六・二七三	70	二〇五・三七〇	105	二四八・九三三	67
畜産收入	三〇・六〇〇	6	二五・七九三	6	二四・四九二	12	二六・八一四	7
農産加工收入	五九・九八一	11	三四・三七八	8	一六・六七三	8	三五・九四三	10
其他	〇・六九五	0	五七三	0	四・三四九	2	一・九六九	0
計	一、一三〇・二六七	100	八四七・六五六	100	五四〇・四六六	100	八二四・六七七	100
生産物家、事消費額	四三七・六九九		四一五・一三八		三三五・四七三		三九三・四五三	

六、農業經營費

農業經營費は一戸當平均八百十二圓餘にして其内經常的支出と見る可きもの六百七十二圓餘、臨時的支出と見る可きもの百六十九圓餘なり。

今之を自作、自作兼小作、小作別に比較觀察すれば次の如し。

種別	自		小		平	
	自作 (三十一月平均)	自作兼小作 (十三月平均)	小 (三十六月平均)	平 (百戸平均)	自作 (三十一月平均)	自作兼小作 (十三月平均)
諸負擔	一三二・三〇八	六三・八八七	一五・七八四	六四・三三九	一三二・三〇八	六三・八八七
土地費	一・二二〇	四・一五五	〇・二七四	一・七六八	一・二二〇	四・一五五
建物及土地改良費	一六二・六七八	一三七・一八六	七〇・二二二	一三〇・九七八	一六二・六七八	一三七・一八六
種苗費	一六三・七九八	一四一・三〇一	七〇・三六六	一三二・七四四	一六三・七九八	一四一・三〇一
飼料費	五六・〇六六	三七・三三二	二四・九〇三	三八・六三八	五六・〇六六	三七・三三二
肥料費	三五・二九九	二二・一八〇	一三・二七五	二二・七七一	三五・二九九	二二・一八〇
光熱費	二九・八六一	一・九〇七	九・七七二	一三・四〇四	二九・八六一	一・九〇七
農具費	八五・九二七	三九・一三八	三四・六七五	五二・〇三三	八五・九二七	三九・一三八
計	三〇・五三〇	三〇・〇四三	二七・五九九	二九・三二五	三〇・五三〇	三〇・〇四三
臨時	九・二六五	七・九七一	五・五三九	七・四九七	九・二六五	七・九七一
經常	一八・五二九	七・二二二	一〇・六八一	二一九・六八九	一八・五二九	七・二二二
計	四九・〇五九	三七・二五五	三八・二八〇	四一・二八四	四九・〇五九	三七・二五五
種苗費	一九・八七七	二一・九〇八	一八・八三四	二〇・一七三	一九・八七七	二一・九〇八
飼料費	二五・〇六三	四九・四三七	四七・一九四	四一・〇七三	二五・〇六三	四九・四三七
肥料費	一六九・五三三	一七一・四五二	一四九・〇三七	一六三・七六七	一六九・五三三	一七一・四五二
光熱費	七・五四七	二・六二九	七・三三三	六・一八八	七・五四七	二・六二九

種別	自		小		平	
	自作 (三十一月平均)	自作兼小作 (十三月平均)	小 (三十六月平均)	平 (百戸平均)	自作 (三十一月平均)	自作兼小作 (十三月平均)
賃勞	五三・二二三	五七・六八四	三七・一九四	四八・九三三	五三・二二三	五七・六八四
農業負債利子	五・二一六	一六・九七八	九・三〇〇	一〇・五六〇	五・二一六	一六・九七八
小作料	一四・二三三	二二・〇六〇	三三・八三七	一九七・三六〇	一四・二三三	二二・〇六〇
農業用貸借料	〇・三六四	〇・三三七	二・九一一	一・二三八	〇・三六四	〇・三三七
其他	三九・五三七	一〇・六〇五	一一・四九九	二〇・二五六	三九・五三七	一〇・六〇五
計	一四・四三七	二九・六六一	二四・五六三	二二・一〇七	一四・四三七	二九・六六一
經常	五三・九七四	四〇・二六六	三七・〇六二	四三・三六三	五三・九七四	四〇・二六六
臨時	五四三・二九六	六八七・八九五	六六・六三九	六四二・六二三	五四三・二九六	六八七・八九五
減價額	四四・五六四	二九・一五一	一八・八一四	三〇・二〇八	四四・五六四	二九・一五一
計	二二五・五〇五	一七五・九六六	一一五・三二八	一六九・四五八	二二五・五〇五	一七五・九六六
經常	七六八・八〇二	八六三・八六一	八〇一・八五七	八二二・〇七一	七六八・八〇二	八六三・八六一

備考 茲に計上したる農業經營費中「經常」とは農家が其の農業經營のため經常的に要したる諸費用にして「臨時」とは固定財産購入のため、若くは其の施設のため等臨時的に要したる諸費用を云ふ。
而して是等の諸費用は正確に當該年度の經營費と観るべきものみに付計上したり、依りて購入現物の残高及購入現物の轉賣高は之を差引きたるものとす。

尙参考として農業經營費中現金を以て支拂へる總額を表示すれば次の如し。(但一〇〇戸平均)

種別	總額	經營費中現金支拂高
經常	六四三・六二三	三五七・五四六

農業經營費	臨時	一六九・四五九 七二・三七〇	一六七・五〇〇 五三五・〇四六
-------	----	-------------------	--------------------

又農業經營費中最も多額なる諸負擔、肥料費、小作料の農業經營費に對する割合を自作、自作兼小作、小作別に比較すれば次表の如し。

種別	自作 (三十一戸平均)		自作兼小作 (三十三戸平均)		小作 (三十六戸平均)	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合
農業經營費	五四三・二九六	一〇〇%	六八七・八九五	一〇〇%	六六六・六三九	一〇〇%
諸負擔	一二一・二〇八	二二・三	六三・八八七	九・三	一五・七九四	二・三
肥料費	一六九・五三三	三二・三	一七一・四五二	二四・九	一四九・〇三七	二二・七
小作料			二二〇・六一〇	三二・一	三三三・八三七	四八・六

七、農業所得

農業所得とは農業總收益より農業經營費を控除せるもの即農家が年度内に農業經營に因りて得たる所得にして、其中には自家所有の農業資本の利子及農業經營に投ぜられた自家労働報酬をも包含しあるものとす。

而して調査農家一戸當平均農業所得は七百二十八圓餘にして大正十年度の其れと比較すれば百三十

六圓餘の減少を示せり。

今之を自作、自作兼小作、小作別に比較觀察すれば次表の如し。

種別	平均戸數	農業所得
自作	三三戸	九二・六五〇
自作兼小作	三三戸	七七五・二四〇
小作	三六戸	五七・五二八
平均	一〇〇	七三・六五七

尙參考として小作農の農業所得(小作料を含む)と小作料とを比較すれば次表の如し。(但し三十六戸平均)

種別	實數	割合
農業所得	八六一・三五五	一〇〇%
小作料	三三三・八三七	三八・七

更に小作料の借入土地價格に對する割合を計算すれば左表の如し。(但し三十六戸平均)

種別	實數	割合
借入土地價格	八、〇四八・〇五九	一〇〇%

八、農業労働

調査農家の一戸當平均一ヶ年内の所要農業労働日数は五百八十五日にして同じく労働時間は六千八百三十七時間なり、而して一日當労働報酬は調査農家平均に於て六十銭に當る。猶之を労働種別及自作、自作兼小作、小作別に比較すれば次の如し。

種別	一戸當所要農業労働時間		一日當労働報酬			
	時	日	數	円		
自作 (三十一戸平均)	七、〇三六	五八六	五九七	〇・三〇二		
自作兼小作 (三十三戸平均)	六、九四四	五九七	〇・六九六			
小作 (三十六戸平均)	六、五七六	五八五	〇・七七九			
平均 (百戸)	六、八三七	五八五	〇・六〇〇			
種別	自作 (三十一戸平均)	自作兼小作 (三十三戸平均)	小作 (三十六戸平均)	平均 (百戸)	割合	合計
農事労働時間	七、〇三六	六、九四四	六、五七六	六、八三七		五五・四
家事労働時間	四、五五四	五、〇九九	四、三六三	四、六六五		三七・七
其他労働時間	四三二	九三二	一、一三二	八四二		六・九
計	一二、〇〇一	一二、九六四	一二、〇六九	一二、三四三		一〇〇

備考 本表の労働日数は家族員の各労働日数を其地方に於ける普通男子の労働日数に換算して合計したるものとす。次に労働報酬は農業用純財産中土地に對しては四分其他の財産に對しては五分の利率を乗じたるものを農業所得より控除して得たる結果を更に所要労働日数を以て除して算出したるものなり。

尙参考として年雇臨時雇手傳人の労働日数を自作、自作兼小作、小作別に比較すれば左の如し。

種別	年雇臨時雇手傳人		小作	
	日	時	日	時
自作 (三十一戸平均)	五三	二二	一八	二二
自作兼小作 (三十三戸平均)	三三	一七	二二	二二
小作 (三十六戸平均)	二二	一七	二二	二二
平均 (百戸)	三三	一七	二二	二二

九、農家總收益

農家總收益とは農業總收益と農業以外の總收益との和にして農家全體の總收益を云ふ。而して調査農家一戸當平均は一千六百十二圓餘に當り農業總收益一千三百七十一圓餘に對し農業以外總收益は二百四十一圓餘なり。今之を自作、自作兼小作、小作別に表示すれば次の如し。

種別	農業總收益		農業以外總收益		總收益	
	円	増減	円	増減	円	増減
自作 (三十一戸平均)	一、四七五・二九三	(増)	一、一三三	(増)	二、六〇八	(増)
自作兼小作 (三十三戸平均)	一、四七五・三八五	(増)	四・九七五	(減)	一、三三〇・一八七	(増)
小作 (三十六戸平均)	一、一三三	(増)	一、一三三	(減)	二、二六六	(増)
平均 (百戸)	一、三三〇・一八七	(増)	一、一三三	(減)	二、四六三	(増)

俸給勞銀等	八二・九二七	一一五・〇九五	一八四・三九七	一三〇・〇七三
未収入金	一〇・九五八	一一・八八九	五・五五〇	九・三二八
其他	五九・七六七	五〇・三七四	三一・三八五	四六・四五〇
(計) 農家總收益	一、七五一・二〇〇	一、六八〇・〇四四	一、四三〇・五七七	一、六一二・二九四

農業總收益	一、四五五・九四六三・一%	一、四六三・一三五八七・〇%	一、二四一・四七八四・八%	一、三七一・二七〇八五・〇%
農業以外總收益	二九五・二五四一・六・九	二六・九〇九一・三・〇	二六・四三〇一・五・三	三四一・〇二四一・五・〇
農家總收益	一、七五一・二〇〇一・〇〇	一、六八〇・〇四四一・〇〇	一、四三〇・五七七一・〇〇	一、六一二・二九四一・〇〇

一〇、農家の經費

農家の經費とは農家總收益を得んが爲に投じたる經費の總額を云ふ。但し本調査にありては調査の目的が「農家の所得」を算出するに在り。従つて農家の生産物及收得物を直接經營に充當せる場合にありては之を經營費より控除せるを以て所謂理論上に云ふ經費よりは小額なり。之を自作、自作兼小作、小作別に比較せば次表の如し。

種別	自作(三十一戸平均)	自作兼小作(三十三戸平均)	小作(三十六戸平均)	平均(百戸)
農家の經費	五五六・九六八	六八三・二七	六九九・八七九	六四九・七四八

備考 自作兼小作、小作の經費が自作の夫れに比して多額なるは前者に小作料の包含され居るが爲なり。

一一、農家の所得

農家の所得は農家總收益より農家の經費を控除したる額にして今調査農家一戸當平均所得を見るに九百六十二圓餘にして之より農業所得を控除すれば農業經營以外の所得は二百三十三圓餘なり。之を自作、自作兼小作、小作別に比較觀察すれば左表の如し。

種別	自作(三十一戸平均)		自作兼小作(三十三戸平均)		小作(三十六戸平均)		平均(百戸)	
	實數	割合%	實數	割合%	實數	割合%	實數	割合%
農業所得	九二二・六五〇七六・四	53.1%	七五五・二四〇七六・六	44.9%	五三七・五八七二・一	31.2%	七二八・六五七七・七	41.7%
農業以外所得	二八一・五三三・六	15.8%	二二二・五七三・四	12.6%	二〇三・一七九三七・九	11.9%	二三三・八八九三・三	12.8%
農家の所得	一、一九四・二三三・一〇〇	11.3%	九七七・八一七・一〇〇	57.5%	七三〇・六九七・一〇〇	43.1%	九六二・五四六・一〇〇	55.5%

一二、家計費

調査農家一戸當平均家計費は九百五十五圓九十四錢二厘にして内最も多きは自作農にして一千七百七十七圓餘、最も少きは小作農にして七百二十五圓餘、自作兼小作農は九百九十九圓餘に當れり。而して家計費中生計に直接必要なる第一生活費と之に附帶する第二生活費とを比較する時は一戸當平均に於て六七・三%と三二・四%なり。

更に家計費の現金支拂高と現物支辨高とを比較すれば左表の如し。

種別	現金支拂高	現物支辨高	計
家計費	五四三・三四〇	三九九・二九一	九四一・六三一
經常費	四五六・三三〇	三九六・八一七	八五三・一四七
臨時費	八六・〇一〇	二・四七四	八八・四八四
	一五・九	〇・六	九〇・七
			一〇〇%

備考 本表の實計費(經常)の前表の夫れより少額なるは家屋減價額を控除しあるが爲めなり。

一三、家族員數及家族一人當家計費

農家一戸當平均人員は四・四人(成人に換算せるもの)にして家族一人當家計費は一ヶ年平均に於て二百十七圓二十五錢九厘となり更に一ヶ月平均に於ては十八圓十錢四厘に當る。而て自作、自作兼小作、小作別に之を觀察すれば自作農最も多く二百五十圓餘、自作兼小作農之に次ぎ二百十圓餘、小作農最も少くして百八十一圓餘なり。

種別	一ヶ年一人當家計費	一ヶ月一人當家計費	一ヶ月一家族當家計費	一戸當平均人員(成人換算)
自作(三十一月平均)	二五〇・五二八	三〇・八七七	九六・一三三	四・七
自作兼小作(三十三月平均)	二二〇・三三七	一七・五三六	八三・三五八	四・七
小作(三十六月平均)	一八・四〇一	一五・一一六	六〇・四七七	四・〇

平均(百)	二七・三五九	一八・一〇四	七九・六六一	四・四
-------	--------	--------	--------	-----

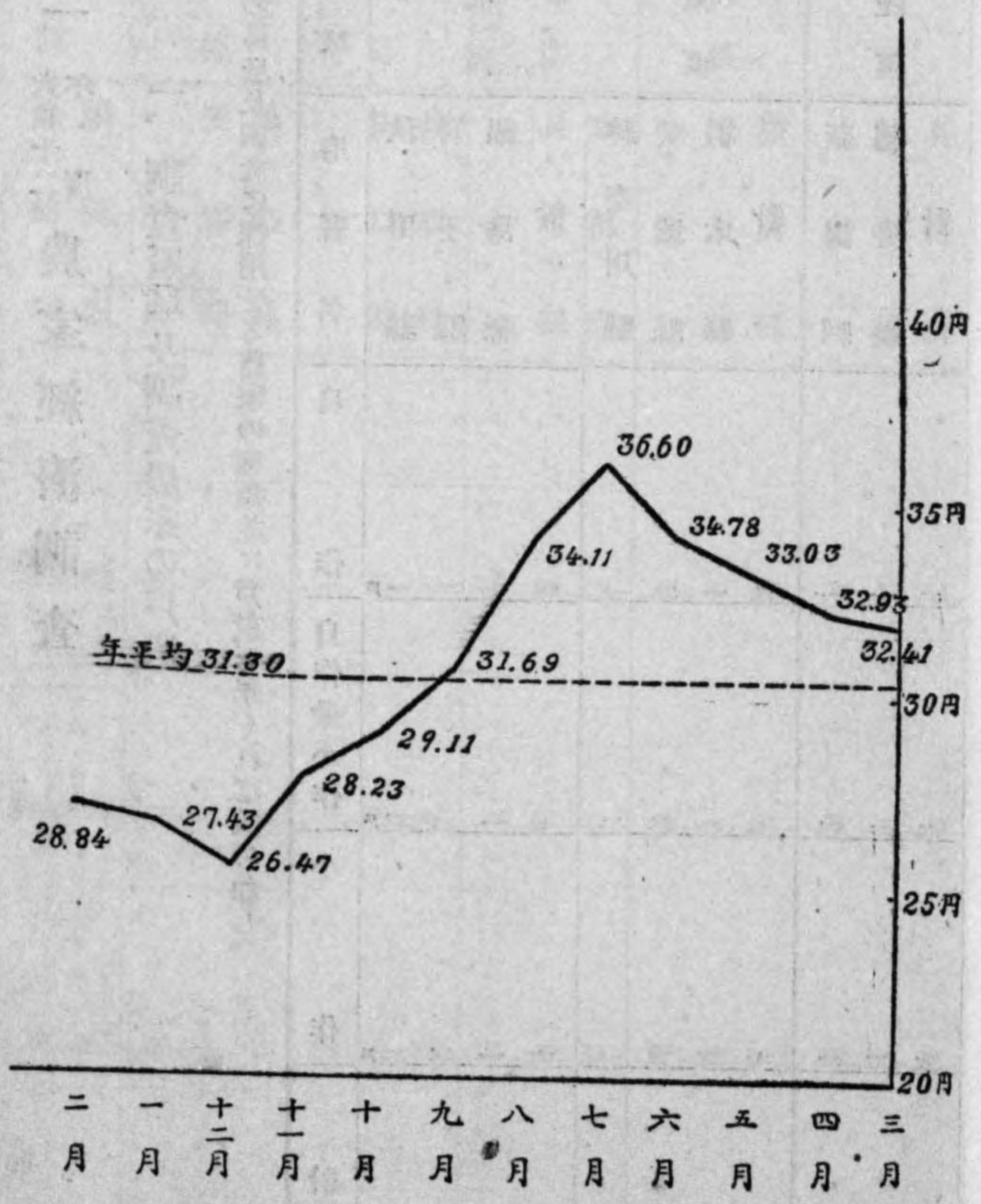
備考 本表中一戸(一世帯)人員の換算率は獨逸に於て採用せる左記食糧需要の單位に基き成人に換算せるものなり。

- 成年男子(滿十五歲以上) 一・〇〇
- 成年女子(同) 〇・〇八
- 滿十三歲以上 滿十五歲未滿 〇・〇五
- 滿十歲以上 滿十三歲未滿 〇・〇四
- 滿七歲以上 滿十歲未滿 〇・〇三
- 滿四歲以上 滿七歲未滿 〇・〇二
- 四歲未滿 〇・〇一

一四、農家の所得より家計費を差引過不足

調査農家の所得と家計費とを比較すれば所得の家計費を償ひて餘ある農家は五五戸、農家の所得によりて家計費を償ふこと能はざる農家は四五戸にして之を平均する時は差引餘剩額は一戸當平均六圓六十錢四厘に過ぎず。次に農家の所得と經常的家計費のみとを比較する時は調査農家平均に於て九十五圓九錢二厘の餘剩に當る。今之を自作、自作兼小作、小作別に比較すれば左表の如し。

種別	農家の所得	家計費	差引過不足
自作(三十一月平均)	一、一九四・三三三	一、一七〇・四七九	過 一六・七五三
		一、〇三三・〇八四	過 一六三・一四八



九五

本表は先に掲げたる一府十七縣(静岡、宮崎二縣を除く)の各地方に於て調査したる月別の米價(玄米一石當)を更に平均して算出せるものなり。

一六、米 價 表

備考 本表の平均は過剩又は不足の總額の平均なり。

種 別	不 足		過 剩	
	自作(十二)	自小作(十六)	自作(十九)	自小作(十七)
最高金額	三五六・七〇	二八二・四〇四	三三一・二六〇	三三五・二六〇
最低金額	二七・四〇〇	二四・八一〇	七・五八〇	六・三九二
平均	一九九・二八三	一六・九九〇	一五四・一三九	一四七・〇二三
				小作(十九)
				二七三・三六
				七・三五〇
				一三八・一六七

九四

第二、大正十二年 農家經濟調查

一、調査區域及調査農家の戸數

本調査の區域及調査に採用せる農家の種類並に戸數を擧ぐれば次の如し。

區域	府縣名	自作	自作兼小作	小作	計
東北區	秋田縣 岩手縣 福島縣	四一三	七一三	七一三	一七三
關東區	神奈川縣 茨城縣 栃木縣	五一三	七二三	七三三	一九六
北陸區	新潟縣 福井縣	二一一	五二三	五三二	一二六

區域	府縣名	自作	自作兼小作	小作	計
東山區	長野縣 岐阜縣	六三三	五二三	四一三	一五六
東海區	靜岡縣 三重縣 三縣	三二一	二二	四二二	九四五
近畿區	京都府 兵庫縣 京都府	五三二	五三二	五二三	一五八
中國區	島根縣 山口縣 島根縣	五三二	六三三	六三三	一七九
四國區	德島縣 愛媛縣 德島縣	四二二	一一	二二	七三四
九州區	福岡縣 長崎縣	三三	二一	三三	七七

三、農業資本

農業資本は調査農家一戸當平均一萬五千四百九十五圓五十二錢餘にして内土地資本は其の七八・八%を占む。

今之を自作、自作兼小作、小作別に比較する時は自作農に於て最も多く一萬七千四百七十七圓九十三圓餘、自作兼小作農之に次ぎ一萬七千三百七十圓四十二錢餘、小作農に於ては借入小作地を合算するも最も少く一萬一千九百七十三圓六十三錢餘に當るを見る。
次に内容を表示すれば左の如し。

種別	自作 (戸平均)		自作兼小作 (戸平均)		小作 (戸平均)		平均 (百戸)	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合
土地所有	一、八四六・三五六・七・八	一・六	八、一五七・三五二・四六・九	一・九	六、六九〇・六三三・四三・三	一・八	六、六九九・六三三・四三・三	一・八
地借計	三、八八・四三八	一・六	六、一五四・六九三・五・四	一・四	九、六七七・八四七・八〇・八	一・八	五、五〇六・〇九八・三五・五	一・八
建物及土地改良	一、三三四・六九四・六九・四	一・四	一、四三二・〇五〇・八二・三	一・三	一、〇三四・七・四八・四六・四	一・一	一、二〇五・七五二・七八・八	一・一
農具	一、九三七・九二二・一・〇	一・〇	一、一八一・三五四	〇・八	四九二・三四〇	〇・四	一、一七六・七四五	〇・七
動物	三、三三三・三九	一・八	三、三三三・三九	一・八	二、三〇・七四	一・八	三、八〇〇・三二	一・八
植物	一九三・六二一	一・一	一九〇・九四四	一・二	一三三・八〇九	一・一	一六八・〇五三	一・一
其他	一、六七四・七七〇	九・六	五七五・四八八	三・三	二一八・五二一	一・八	八〇四・三三三	五・三

種別	現物		現金		借入固定資本		負債計		差引農業純財産
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合	
現物	六、七九・八二	三・九	五、七四・四七四	三・三	二、九八・五三三	二・五	五、一八・三四	三・三	一、六一・三〇
現金	五、五三・七八五	三・三	二、二〇・八二五	一・三	二、七三・七七一	二・三	三、四六・七七	二・三	一、九三・〇一五
借入固定資本	一、七、四七七・九三四	一〇・〇	一、七、三三〇・四三三	一〇・〇	一、九七三・六三三	一〇・〇	一、五、四九五・五三五	一〇・〇	一、五、四九五・五三五
負債計	二、九三・三七八	一・七	六、一六三・五三二	三・五	九、六九二・三七九	八・三	五、五二五・六六六	四・〇	一、八、一八三・〇九五
其他	二、六七〇・一三	一・三	四〇三・三二一	二・三	二、三五・六四三	二・三	二、九六・四〇九	二・三	一、六八三・四三〇
差引農業純財産	一、六、九七・五四四	一〇・〇	一、〇、八〇三・五九三	六・三	二、〇五五・六一	一・八	九、六八三・四三〇	八・三	一、六、九七・五四四

四、農家總純財産

調査農家一戸當平均農家總純財産は年度始に於て一萬四千百九十六圓十九錢餘なりしも年度末に至りて一萬四千三百四十九圓四十三錢餘となり百五十三圓二十四錢強の増加を來せり。而して其増加額の最も多きは自作農にして百八十三圓餘、小作農之に次ぎ百五十三圓餘、最も少きは自作兼小作農にして百二十二圓餘に當るを觀る。

尙年度始農家總純財産に對する農業純財産の割合は六八・二%なり。
今之を自作、自作兼小作、小作別に比較表示すれば左の如し。

種別	農業純財産		農業以外純財産		農家總純財産	
	年度始	年度末	年度始	年度末	年度始	年度末
自作 (四十二戸平均)	一六、九七・五四四	一六、九九・六四一	八、一八二・八一四	八、三三・七七〇	二五、一〇〇・三九八	二五、二八三・四一
自作兼小作 (四十二戸平均)	一〇、八三・五九三	一〇、八二・三八三	四、二八六・八一七	四、四〇〇・九九六	一五、〇九〇・四一〇	一五、二三三・三七八
小作 (四十六戸平均)	二、〇五五・六一	二、一七七・五九六	一、三六八・一五五	一、三九八・八五〇	三、四三三・七六六	三、五七七・四四七
平均 (百三十戸)	九、六八三・四三〇	九、七五五・九五三	四、五二二・七六六	四、五九三・四八七	一四、一九六・一九六	一四、三〇八・四三九
増減	(増) 八二・〇九七	(増) 一〇、九三六	(増) 一〇〇・九五六	(増) 一三・九六八	(増) 一八三・〇五三	(増) 一三・九六八
農家總純財産の割合	三三・六%	三七・六%	三七・六%	三七・六%	三七・六%	三七・六%
年度始農家總純財産に對する農業純財産の割合	三三・六%	三七・六%	三七・六%	三七・六%	三七・六%	三七・六%
年度始農家總純財産に對する農業以外純財産の割合	三三・六%	三七・六%	三七・六%	三七・六%	三七・六%	三七・六%

尙参考として調査農家百三十戸に付其の農業財産及農業以外財産の各内譯種別を表示すれば次の如く、之に依りて觀察するに農業純財産は調査農家一戸當平均に於て年度始九千六百八十三圓四十三錢、年度末九千七百五十五圓九十五錢餘にして七十二圓五十二錢強の増加を示せり。

次に農業以外財産は年度始四千五百十二圓七十六錢、年度末四千五百九十三圓四十八錢餘にして八十圓七十二錢餘の増加を示せり。
又農家の負債を見るに年度始五百六十八圓八十一錢餘、年度末五百八十四圓八錢餘にして年度始に對し十五圓二十六錢餘の増加を示せり
(一) 農業財産の増減 (百三十戸平均)

種目	年度始		年度末		増減
	年度始	年度末	年度始	年度末	
土地改良	六、六九九・六五三	六、六七三・五四〇	(減) 二六・一五三		
建物及土地改良具	一、一七三・六八	一、一八六・〇七八	(増) 一二・四六〇		
農具	二七九・八三五	二七九・三三八	(減) 〇・四九七		
動物	一六三・七八	一五九・八一〇	(減) 三・九七八		
植物	八〇四・三三三	八一九・〇一九	(増) 一四・六八六		
現物	五一・八三四	五三九・一九八	(増) 一七・三六四		
現金及之に準ずるもの	三三六・七八	四一七・三四六	(増) 七〇・四六八		
計	九、九九・八三九	一〇、〇六四・三二九	(増) 八四・三九〇		
借入金	三三六・六四七	三三六・五五五	(減) 〇・一三三		
未拂拂子	二一・六六六	二六・二九三	(増) 四・六二六		
負債	一、〇一〇	〇・九九七	(減) 〇・一一三		

種目	年度	始	年度	末	増	減
債計		三七〇六六		四四・六六八	(増)	七・六〇三
其他		二九六・四〇九		三〇八・二七三	(増)	一一・八六三
差引 農業純財産		九、六三・四三〇		九、七五・九五三	(増)	七三・五二三
(二) 農業以外の財産及農家財産の増減 (百三十戸平均)						
土地改良		一、八一〇・〇九七		一、九二七・〇三七	(増)	一〇六・九四〇
建物及土地改良		八五七・九八一		八六二・〇四四	(増)	四・〇六三
家具		一、三四一・九五三		一、三五五・九八五	(増)	一四・〇三三
動物及植物		七〇・八〇七		七四・〇八六	(増)	三・二七九
現金及之に準ずるもの		七九・二八三		七三・九三九	(減)	六・三四四
計		六三三・〇五七		五八七・三〇七	(減)	三三・八五〇
負債 借入金及未拂金		四、七五・一七六		四、八六九・二九八	(増)	八四・一三三
差引 農業以外純財産		二七三・四一〇		二七五・八一二	(増)	三・四〇二
農業純財産		四、五二・七六六		四、五九三・四八七	(増)	八〇・七二二
農業以外純財産		九、六三・四三〇		九、七五・九五三	(増)	七三・五二三
農家純財産		四、五二・七六六		四、五九三・四八七	(増)	八〇・七二二
農家純財産		一四、一九六・一九六		一四、三四九・四三九	(増)	一五三・二四三

五、農業總收益

農業總收益は調査農家平均一戸當一千六百八十八圓十三錢餘なり。其内一千五百八十八圓六十八錢餘は農業生産物に依る収入にして總收益の九八・二%に當る。今之を自作、自作兼小作、小作別に比較觀察すれば次表の如し。

種別	自作 (戸平均)	自作兼小作 (戸平均)	小作 (戸平均)	平均 (百戸)
生産物收入	一、六三〇・五五七	一、七四四・四八九	一、四一七・三三三	一、五八八・六六七
動物増減價額	(増) 二八・八二八	(増) 三三・九三三	(減) 一・四三四	(増) 一九・二一九
農業資本利用收入	〇・六〇六	四・一五一	二・三〇七	二・三三五
農業未収入金其他	七・五〇三	一一・五七四	五・一二九	七・九七八
(計) 農業總收益	一、六五七・四八三	一、七九三・一四六	一、四三三・三三五	一、六二八・一三七

備考 本表に掲げたる各項目は農家の現實に生産若しくは取得したるもの、内正確に其年度内に於ける農業經營に因れるものを取極めて集計したるものなり。従つて年度始現在に於て農業財産として計上したる動物増減價額を年度内に販賣若しくは他に仕向たる場合は其の額を生産物收入の項に計上して動物増減價額の項に於て其の販賣若しくは仕向ける動物の年度始價額を控除したり。依りて右表中動物増減價額の項が小作農に於て減價を示せるは其の控除額の多かりし爲なり。

更に農業總收益中販賣農産物を觀察するに調査農家一戸當平均九百六十七圓十六錢五錢にして内最も多きは自作農にして一千二百十六圓餘、自作兼小作農之に次ぎ一千五十圓餘、小作農最も少くして

六百六十三圓餘なり。

次に其内容を觀察するに調査農家一戸當平均に於て耕種收入最も多く内田作物收入四百二十圓餘、畑作物收入百八十三圓餘あり。

之に次ぐは養蠶收入にして二百五十四圓餘を算するも畜産及農産加工に依る收入は極めて僅少なり。次に農業生産物中販賣額に對する自家消費額の割合は四二・四％に當る。

今之を自作、自作兼小作、小作別に表示すれば次の如し。

生産物家事消費額	種別		自作(四十二)		自作兼小作(四十二)		小作(四十六)		平均(百三)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
田收	五七二・五〇七	一〇〇	四九三・一五三	一〇〇	二二四・二六三	一〇〇	四二〇・一〇六	一〇〇	四二〇・一〇六	一〇〇
畑收	一九・五二六	一〇〇	一六九・五二九	一〇〇	一八一・九九〇	一〇〇	一八三・三〇六	一〇〇	一八三・三〇六	一〇〇
山林收	六九・三三〇	一〇〇	一一・四三五	一〇〇	八・二六一	一〇〇	二九・三五九	一〇〇	二九・三五九	一〇〇
養蠶收入	二六九・六六九	一〇〇	二九・〇一四	一〇〇	三〇七・七〇〇	一〇〇	二五四・六三三	一〇〇	二五四・六三三	一〇〇
畜産收入	三三・二九〇	一〇〇	五四・五五六	一〇〇	二五・三三一	一〇〇	三七・三四一	一〇〇	三七・三四一	一〇〇
農産加工收入	三六・〇一三	一〇〇	二六・一〇二	一〇〇	二五・一五八	一〇〇	二五・七三九	一〇〇	二五・七三九	一〇〇
其他	四六・八一四	一〇〇	三・三八九	一〇〇	一・三〇三	一〇〇	一六・六〇一	一〇〇	一六・六〇一	一〇〇
計	一、二六・一九九	一〇〇	一、〇五〇・一七六	一〇〇	六六三・九九四	一〇〇	九六七・一六五	一〇〇	四二〇・二三五	一〇〇
生産物家事消費額	四四二・六〇〇	—	四五八・二九〇	—	三三六・六八七	—	四二〇・二三五	—	—	—

六、農業經營費

農業經營費は調査農家一戸當平均九百三十六圓六十二錢餘にして内經常的經營と觀る可きもの、七百十圓九十九錢餘、臨時的經營と觀る可きもの二百二十五圓六十二錢餘なり、更に經營費總額に對する割合は前者に於て七五・九％後者に於て二四・一％に當る。

今自作、自作兼小作、小作別に是れが實數及割合を比較觀察すれば次表の如し。

種別	自作(四十二)		自作兼小作(四十二)		小作(四十六)		平均(百三)	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合
土地費	二〇八・〇〇三	一〇〇	二七六・四〇三	一〇〇	三・七三〇	一〇〇	二・八八五	一〇〇
經常	一五五・一四四	一〇〇	二二六・二七九	一〇〇	一三・七八六	一〇〇	一二四・八五六	一〇〇
臨時	一五七・三三四	一〇〇	二二八・九八二	一〇〇	一七・五二六	一〇〇	一二七・七四二	一〇〇
計	—	—	—	—	—	—	—	—
建物及土地改良費	五〇・〇四七	一〇〇	三三・〇五三	一〇〇	二一・七〇四	一〇〇	三六・一四三	一〇〇
經常	四一・六九七	一〇〇	二六・五九三	一〇〇	一四・三二九	一〇〇	二七・一三〇	一〇〇
臨時	三六・八四六	一〇〇	七・一四〇	一〇〇	四〇・一九四	一〇〇	五・三三二	一〇〇
計	八六・八九三	一〇〇	一六・一九三	一〇〇	六二・八九八	一〇〇	八七・五二五	一〇〇
農具費(減價額)	三三・六七九	一〇〇	三三・九九九	一〇〇	二六・六九五	一〇〇	三〇・九九八	一〇〇
經常	一〇・三二五	一〇〇	一〇・二六三	一〇〇	七・五九五	一〇〇	九・三三六	一〇〇

農業經營費	其他	諸負擔	小作料	農業負債利子	雇傭勞賃	肥料費	肥料費	種苗費	臨時計	
									臨時計	經常計
臨時計	臨時計	臨時計	臨時計	臨時計	臨時計	臨時計	臨時計	臨時計	臨時計	臨時計
八三六・一六五	七六・一四四	一三六・五五五	一四・三三〇	四・三七五	七六・九七三	一八一・三〇九	二九・八六二	一九・九二一	四二・二四四	八・五六五
一〇〇	九・一	一六・三	一・七	〇・五	九・四	二・七	三・六	二・四	五・一	一・一
一、一三一・五四四	六六・五七三	六八・六九五	三三・二二二	二六・五六五	六五・一七九	一八九・〇五五	六三・三一九	三〇・三四三	四四・四三四	一一・四三五
一〇〇	五・九	六・一	〇・三	二・三	五・八	一六・七	五・六	二・七	三・九	一・〇
八五〇・三六九	六〇・八一〇	一九・四四三	三八〇・八三三	四・八七三	三五・七八六	一六四・五三三	四一・九七三	一八・八二一	三七・三五三	一〇・六五七
一〇〇	七・一	二・三	〇・六	〇・二	四・三	一九・三	四・九	二・三	四・四	一・三
九三六・六三三	六七・六二五	七三・一八八	二二四・三七五	一一・七二一	五九・三三五	一七七・八七三	四四・九五六	二二・八九九	四一・三三二	一〇・三三三
一〇〇	七・二	七・八	二二・九	一・三	六・三	一九・一	四・八	二・四	四・四	一・一

備考 本表に計上したる農業經營費中「經常」とあるは農家が其の農業經營の爲め經常的に必要としたる諸經費を指し、「臨時」とあるは農業用固定財産購入の爲め若くは其の施設の爲め臨時的に必要としたる諸經費を謂ふ。次に是等の諸經費は正確に當該年度の農業經營費と觀る可きもの、みに付き計上したるを以て、購入現物の残高及購入現物の轉賣高ある場合は之を各項より控除したるものとす。

尙參考として農業經營費中現金を以て支拂へる總額を自作、自作兼小作、小作別に表示すれば次の如し。(但一三〇戸平均)

種別	農業經營中現金支拂高		種別	平均(百戸)		割合
	經常計	臨時計		自作(戸平均)	小作(戸平均)	
自作(四十二戸平均)	五〇〇・〇五四	二三〇・〇七〇	自作(四十二戸平均)	四六五・五一四	二二・八六一	三六・九一九
自作兼小作(四十二戸平均)	三三〇・〇七〇	七三〇・一一四	自作兼小作(四十二戸平均)	三三三・五〇七	一一・五八〇	三三・一四六
小作(四十六戸平均)	二二・八六一	三三・四二二	小作(四十六戸平均)	二二・八六一	三三・四二二	六三・三
平均(百戸)	三六六・九一九	六二一・〇六五	平均(百戸)	三六六・九一九	六二一・〇六五	一〇〇

更に參考として農業資本に對する利子をも合算せる農業經營費を自作、自作兼小作、小作別に表示すれば、

種別	農業經營費		種別	平均(百戸)	
	自作(戸平均)	自作兼小作(戸平均)		自作(戸平均)	自作兼小作(戸平均)
農業經營費	五九九・二九五	四七三・八五〇	農業經營費	七四一・二七六	七二〇・九九九
土地資本の利子	二五三・五六四	一三三・三三三	土地資本の利子	二六・七六六	二六・七六六
土地以外資本の利子	一、三三六・六七三	一、二四八・一八三	土地以外資本の利子	六九・二九九	一四九・一八九
資本利子を合算したる農業經營費	一、三三六・六七三	一、二四八・一八三	資本利子を合算したる農業經營費	八三七・三六二	一、二八・一七四

備考 茲に計上したる資本利子の利率は土地資本にありては年四分、土地以外資本にありては年五分とせり。

七、農業所得

農業所得とは農業總收益より農業經營費を控除せるもの即ち農家が農業經營に因りて得たる所得にして、其中には自家所有の農業資本の利子及農業經營に投ぜられたる自家勞働報酬をも包含しあるものとす。今調査農家一戸當平均農業所得は九百七圓十三錢八厘にして之を自作、自作兼小作、小作別に比較觀察すれば次表の如し。

種別	自作 (戸平均)	自作兼小作 (戸平均)	小作 (戸平均)	平均 (百)
農業總收益	一、六五七・四八三	一、七九三・四二六	一、四三三・三五五	一、六二八・二三七
農業經營費	五九九・二五九	七九・五七六	七四一・二七六	七〇・九九九
農業所得	一、〇五八・二二四	一、〇〇三・八五〇	六八二・〇五九	九〇七・二三八

尙參考として小作農の農業所得(小作料を含む)と小作料とを比較すれば次表の如し。(但し四十六戸平均)

種別	實數	割合	合
農業所得	一、〇六三・八八〇		100.0%
小作料	三九〇・八三三		三五.八%

更に小作料の借入土地價格に對する割合を計算すれば左表の如し。(但し四十六戸平均)

種別	實數	割合	合
借入土地價格	九、六七七・八四七		100.0%
小作料	三八〇・八三三		三.九%

八、農業勞働

調査農家の一戸當平均一ヶ年内の所要農業勞働日數は五百七十九日にして一人當勞働日數は百七十五日なり。

更に一人一日當勞働報酬は平均に於て八十四錢六厘に過ぎず。之を自作、自作兼小作、小作別に比較すれば左表の如し。

種別	一戸當所要農業勞働日數	一人一日當勞働報酬	一人當平均農業勞働日數	一戸平均農業勞働者數(成人換算)
自作	五六二	〇・五九	一七五	三.三
自作兼小作	五六六	〇・九三八	一七三	三.四
小作	五四五	一・〇七五	一五五	三.五
平均	五七九	〇・八四六	一七五	三.三

備考 本表に掲げたる勞働日數は家族員の各勞働日數を其地方に於ける普通男子の勞働日數に換算して合計したるものとす。

次に労働報酬は農業用純財産中土地に對しては四分其他の財産に對しては五分の利率を乗したるものを農業所得より控除して得たる結果を更に所要労働日数を以て除して算出したるものなり。

更に調査農家一戸當平均各種労働時間及其割合を表示すれば

種別	自作(四十二戸平均)		自小作(四十二戸平均)		小作(四十六戸平均)		平均(百戸)		割合
	時間	日数	時間	日数	時間	日数	時間	日数	
農事労働時間	六、三九二	一九三	六、六三三	四三	六、四二六	四三	五、七〇六	四三	五二・三
家事労働時間	四、一〇六	一三三	四、八六三	一三三	四、三九八	一三三	四、四五三	一三三	四〇・〇
其他労働時間	二七三	一〇	七〇八	一〇	一、三九〇	一〇	九五四	一〇	八・七
計	一一、二〇一	二三六	一二、一九三	二七六	一二、二〇四	二七六	一一、一五三	二七六	一〇〇・〇

尙参考として調査農家中家族員以外の農業労働状態を各労働者別に比較観察すれば次表の如し。

種別	自作(四十二戸の内)		自小作(四十二戸の内)		小作(四十六戸の内)	
	平均労働日数	平均労働時間	平均労働日数	平均労働時間	平均労働日数	平均労働時間
年	八	二七	四	三三	一	三三
臨	二	二六	三	二〇	三	二五
手	三	二六	二	二二	二	二五
牛	一	一八	一	二〇	一	二五
馬	一	一八	一	二〇	一	二五
機	一	一八	一	二〇	一	二五

九、農家總收益

農家總收益とは農業總收益と農業以外總收益との和にして農家全體の總收益を云ふ。

今調査農家一戸當平均を觀るに一千九百三十一圓四十三錢餘にして内農業總收益は一千六百十八圓十三錢餘、農業以外總收益は三百十三圓三十錢餘あり、農家總收益に對する農業總收益の割合は八三・八%に當れり。

次に之を自作、自作兼小作、小作別に其内容を表示すれば次の如し。

種別	自作(四十二戸平均)		自小作(四十二戸平均)		小作(四十六戸平均)		平均(百戸)	
	金額	日数	金額	日数	金額	日数	金額	日数
生産物收入額	一、六五・九六	四三	一、七三・五四	四三	一、四二・七五〇	四三	一、五八・九九五	四三
動植物増減價額	(増) 二九・八八九	一〇	(増) 二四・七九九	一〇	(減) 一・二九五	一〇	(増) 一七・二四三	一〇
財産利用收入	一六・八八八	一〇	六三・五八〇	一〇	一四・二一〇	一〇	八五・九四九	一〇
俸給勞銀等	一〇〇・二五八	一〇	一四四・九三九	一〇	二七・八四〇	一〇	一五九・八三五	一〇
未収入金	三五・二〇六	一〇	一九・一五八	一〇	七・三四七	一〇	二〇・一六四	一〇
其他	二九・九七二	一〇	一〇五・一〇八	一〇	四四・一三四	一〇	五九・二五四	一〇
(計)農家總收益	二、〇〇八・二三八	二三六	二、〇九六・〇九八	二七六	一、七七一・〇七六	二七六	一、九三一・四三九	二七六
農業總收益	二、〇〇八・二三八	二三六	二、〇九六・〇九八	二七六	一、七七一・〇七六	二七六	一、九三一・四三九	二七六
農業總收益	一、六五七・四八三	一八五	一、七九三・一四六	一八五	一、四三三・三三五	一八五	一、六二八・二三七	一八五

農業以外總收益	三五〇・六四五	一七・五	三〇三・九五三	一四・五	二八七・七四二	一六・八	三三三・三〇三	一六・二
---------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------

一一四

一〇、農家の経費

農家の経費とは農家總収益を得むが爲に投じたる経費の總額を謂ふ。但し本調査にありては調査の目的が「農家の所得」を算出するに在り、従つて農家の生産物及收得物を直接經營に充當せる場合に在りては之を経営費及収益の何れよりも控除せり。

今之を自作、自作兼小作、小作別に比較すれば次表の如し。

種別	自作 (戸平均)	自作兼小作 (戸平均)	小作 (戸平均)	平均 (百戸)
農家の経費	六三四・八三五	八〇〇・六五三	七六九・二三九	七三三・六九六

備考 本表中自作兼小作、小作の経費が自作の其れに比して多額なるは前者に小作料の包含され居るが爲なり。

一一、農家の所得

農家の所得とは農家總収益より農家の経費を控除したる額にして今調査農家一戸當平均所得を観るに一千百九十八圓七十四錢餘にして之より農業所得を控除すれば農業以外の所得は二百九十一圓六十錢餘なり。

之れを自作、自作兼小作、小作別に比較觀察すれば次表の如し。

種別	自作 (戸平均)		自作兼小作 (戸平均)		小作 (戸平均)		平均 (百戸)	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合
農家總収益	二、〇〇八・一三八		二、〇九六・〇九八		一、七二一・〇七六		一、九三一・四四九	
農家經營費	六三四・八三五		八〇〇・六五三		七六九・二三九		七三三・六九六	
農家所得	一、三八三・三三三	100.0	一、二九五・四四五	100.0	九四一・九三七	100.0	一、一九八・七四三	100.0
農業所得	一、〇五八・二三四	七六・五	一、〇〇三・五七〇	七七・四	六八二・〇五八	七三・四	九〇七・一三九	七五・七
農業以外所得	三三五・〇七九	二三・五	二九二・八七五	二二・六	二五九・八七九	三三・六	二九一・六〇三	二四・三

一二、家計費

調査農家一戸當平均家計費は一千七圓四十八錢七厘にして内自作農は最も多く一千百七十九圓二十二錢餘、自作兼小作農は一千八十八圓六十六錢餘、小作農は最も少く七百七十六圓五十五錢餘なり。而して家計費中生計に直接必要なる第一生活費と之に附帶する第二生活費とを家計費全體に對し比較するときは一戸當平均前者に於て六六・一%、後者に於て三三・六%に當る。

今之を自作、自作兼小作、小作別に比較し且つ其の内譯種別の家計費總額に對する百分比を表示すれば次の如し。

種別	第一生活費				第二生活費				實數	割合					
	住居費	飲食費	被服費	光熱費	什器費	修養費	教育費	交際費			慰安費	保健衛生費			
													計	計	計
自作(四十二戸平均)	三九・六三六	四九四・〇五七	一一七・七六七	五二・三六四	三三・二二一	九・四三〇	三七・八二九	七八・二二三	四五・一六四	一〇・七七〇	五五・九三四	二・一〇一五	三〇・六五四	五一・六六九	三・四%
自小作(四十二戸平均)	二八・四〇五	四九〇・六九七	九七・七九六	五一・八八三	三五・二九五	八・二一九	二九・七五七	七八・一七七	四〇・七二六	八・七二二	四九・四二八	一九・二六三	二七・二七六	四六・五三八	二・六%
小作(四十六戸平均)	一八・三五五	四〇一・一九七	八六・五二八	四〇・六七二	一六・六四四	四・六一七	八・五八二	四五・六七七	一五・七九七	三〇・二二三	三三・一五四	一一・八二四	一一・六一四	二四・四三八	二・四%
平均(百戸)	二八・四七六	四六〇・二四	一〇〇・三五七	四八・〇七二	二八・六七三	七・三〇三	二四・八七三	六六・六八九	三八・三四六	三三・四四〇	四三・七七二	一七・五五〇	二二・八三五	四〇・三七五	二・八%

家事末拂金計	生活費				合計			
	小計	其他計	其計					
			臨時費	經常費				
一、一七九・三二九	四三八・八二〇	六六・一四六	八・四八八	五七・六五八	七・一六〇	六三・〇八一	八・五三九	一、一七九・三二九
一、〇〇〇・〇〇一	三七七・三	五・六	〇・七	四・九	六・〇	五・三	〇・七	一、〇〇〇・〇〇一
一、〇八八・六七七	三七八・四八一	五七・二四八	九・六九九	四七・四四九	七五・九一五	六九・二三四	六・六九一	一、〇八八・六七七
一、〇〇〇・〇〇六	三四七・七	五・三	〇・九	四・四	七・〇	六・四	〇・六	一、〇〇〇・〇〇六
七七六・五五七	二二一・七四九	四〇・三三一	四・八九三	三五・四三九	三九・一六三	三三・九九五	六・一六八	七七六・五五七
一、〇〇〇・〇〇二	二七・三	五・二	〇・六	四・六	五・一	四・二	〇・九	一、〇〇〇・〇〇二
一、〇〇七・四八七	三三八・九七七	五四・一〇二	七・六〇七	四六・四九四	六一・五三〇	五四・四三〇	七・一〇〇	一、〇〇七・四八七
一、〇〇〇・〇〇三	三三・六	五・四	〇・八	四・六	六・一	五・四	〇・七	一、〇〇〇・〇〇三

次に家計費を經常、臨時に分てば左の如し。

家計	經常費	臨時費
家計	一、一七九・三二九	一、〇七七・〇〇六
經常費	一、〇〇〇・〇〇一	九一・三
臨時費	一〇三・三二三	八・七

(附一) 家計費現金支拂高の各内譯及其割合

家計費中現金支拂高の各内譯種別の割合は調査農家一戸當平均に於て被服費最も多く現金現物支出

總額の九・八%、飲食費九・一%、冠婚葬祭費五・八%、交際費五・七%を占め最も少きは修養費の〇・七%なり。

今之を自作、自作兼小作、小作別に比較観察すれば左の如し。

種別	自作(四十二戸平均)		自作兼小作(四十二戸平均)		小作(四十六戸平均)		平均(百三戸)	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合
住居費	二二・八九三	一・一三%	一〇・五二〇	〇・九八%	八・四九三	一・一一%	一〇・五九九	一・〇七%
飲食費	九三・〇三六	七・九八%	八四・四七〇	七・八八%	九五・四一一	一二・四三%	九〇・七六六	九・一七%
被服費	一一・五七七	一・〇〇三%	九五・七七九	八・九四%	八一・七七〇	一〇・六五%	九七・二八九	九・八二%
光熱費	二九・三三六	二・五四%	二五・四二五	二・三三%	二二・七二六	二・三〇九%	二六・〇七七	二・六三%
什器費	三五・一八三	三・〇五%	三五・二八三	三・二九%	一六・五八〇	二・一六%	二八・六三三	二・八九%
小計	二八五・三三五	二四・七三%	二五一・四六七	二二・四六%	二二五・九七〇	二九・四四%	二五三・三三四	二五・五八%
修養費	九・四三〇	〇・八二%	八・一一九	〇・七六%	四・六一七	〇・六〇%	七・三〇三	〇・七三%
教育費	三七・七二五	三・二七%	二八・三七八	二・六五%	八・五八一	一・一一%	二四・三九三	二・四六%
交際費	六六・五七二	五・七七%	六五・六四〇	六・一一%	三九・二二〇	五・一一%	五六・五八九	五・七二%
諸掛り	六四・四九三	五・五九%	三一・五九九	二・九五%	一四・九三〇	一・九五%	三六・三三八	三・六七%
慰嗜好品	四三・三六八	三・六七%	三八・八二六	三・六三%	二九・九三三	三・九〇%	三六・八二〇	三・七三%
安樂費	一〇・七六九	〇・九四%	七・九九二	〇・七五%	二・九三二	〇・三八%	七・〇九八	〇・七三%
費計	五三・一三七	四・六一%	四六・八八八	四・三七%	三三・八五四	四・二八%	四三・九一八	四・四四%

種別	自作(四十二戸平均)		自作兼小作(四十二戸平均)		小作(四十六戸平均)		平均(百三戸)	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合
保健衛生費	一九・二六三	一・六七%	一八・九三三	一・七七%	一一・八二二	一・六七%	一六・八七三	一・七〇%
冠婚葬祭費	六八・五三三	〇・五九%	五・六六七	〇・五三%	四・八五九	〇・六三%	五・七六四	〇・五八%
臨時費	六・六七二	五・三四%	六四・〇四五	五・九七%	三三・三一一	四・二二%	五三・〇五〇	五・二六%
經常費	六八・五三六	五・九三%	六九・七二二	六・五〇%	三七・一七〇	四・八四%	五七・八一四	五・八四%
其他	五七・四八一	四・九八%	四六・七九三	四・三七%	三四・五六二	四・五〇%	四五・九一八	四・六四%
臨時費	七・八三三	〇・六八%	九・〇〇九	〇・八四%	四・七三五	〇・六二%	七・二一七	〇・七三%
經常費	六五・三三四	五・六六%	五五・八〇三	五・二二%	三九・二九七	五・一一%	五三・〇三三	五・三六%
小計	四二五・一一一	三五・九八%	三五二・二七七	三三・八七%	二〇〇・九三三	二六・一八%	三二九・〇三四	三三・二二%
未拂金	一・三六三	〇・一三%	六・一一〇	〇・五七%	一・四三三	〇・一九%	二・九一八	〇・二九%
合計	七〇一・七九九	六〇・八三%	六〇九・八五四	五六・九〇%	四二八・三三四	五五・八一%	五七五・三二六	五・〇八%

(附二) 家計費現物支辨高の各内譯及其の割合

更に家計費中現物支辨高の各内譯種別の割合を示せば調査農家一戸當平均に於て飲食費最も多く實に現金現物支出總額の三七・二%に當り、光熱費は二・二%、冠婚葬祭費は〇・三%を占め現物支辨總額の現金現物支出總額に對する割合は四一・九%に當れり。

今參考として之が内譯種別を自作、自作兼小作、小作別に比較觀察すれば次表の如し。

種別	第一生活費		第二生活費				種別	自作(四十二戸平均)		自作兼小作(四十二戸平均)		小作(四十六戸平均)		平均(百戸)		
	住居費	飲食費	被服費	光熱費	什器費	小計		保健費	慰安費	諸掛り	交際費	教育費	修養費	實數	割合	實數
自作	1,162	401.02	1,970	330.04	0.03	428.23	1.75	2.77	3.49	1.64	1.04	1.16	2.77	3.49	1.64	1.04
自作兼小作	1,010	340.85	1,917	2.00	0.03	435.66	2.61	0.70	1.89	1.53	1.17	1.37	2.61	0.70	1.89	1.53
小作	1,073	379.90	2,017	2.47	0.03	440.65	3.00	0.18	0.86	0.84	0.84	3.00	3.00	0.18	0.86	0.84
平均	1,094	377.29	2,030	2.23	0.03	439.90	1.85	0.33	1.00	1.00	0.84	1.85	1.85	0.33	1.00	0.84

種別	第一生活費		第二生活費				種別	自作(四十二戸平均)		自作兼小作(四十二戸平均)		小作(四十六戸平均)		平均(百戸)		
	住居費	飲食費	被服費	光熱費	什器費	小計		保健費	慰安費	諸掛り	交際費	教育費	修養費	實數	割合	實數
自作	1,162	401.02	1,970	330.04	0.03	428.23	1.75	2.77	3.49	1.64	1.04	1.16	2.77	3.49	1.64	1.04
自作兼小作	1,010	340.85	1,917	2.00	0.03	435.66	2.61	0.70	1.89	1.53	1.17	1.37	2.61	0.70	1.89	1.53
小作	1,073	379.90	2,017	2.47	0.03	440.65	3.00	0.18	0.86	0.84	0.84	3.00	3.00	0.18	0.86	0.84
平均	1,094	377.29	2,030	2.23	0.03	439.90	1.85	0.33	1.00	1.00	0.84	1.85	1.85	0.33	1.00	0.84

一三、家族員數及家族一人當家計費

調査農家一戸當平均人員は成人に換算せるものに於て四・六人にして家族一人當家計費は一ヶ年平均二百十九圓一錢九厘なり。

更に一ヶ月平均に在りては十八圓二十五錢二厘に當る。今自作、自作兼小作、小作別に之を比較觀

察すれば自作農最も多く自作兼小作之に次ぎ小作農最も少し。

種別	一年一人當		一ヶ月一人當		一月一ヶ月		成人換算平均
	家計費	費	家計費	費	家計費	費	
自作 (四十二戸平均)	二四五・六七三	二〇・四七三	一九・三〇二	九八・二六九	九〇・七三三	六七・七二三	四・八
自作兼小作 (四十二戸平均)	三三一・六三二	二〇・四七三	一九・三〇二	九八・二六九	九〇・七三三	六七・七二三	四・七
小作 (四十六戸平均)	一八〇・五九五	一五・〇四九	一五・〇四九	一三・二五三	八三・九五七	四・三	四・三
平均 (百三十戸)	二二九・〇一九	一八・二五三	一八・二五三	一三・二五三	八三・九五七	四・三	四・六

備考 本表中一戸當人員の換算率は $\frac{1}{10}$ に於て採用せる左記食糧需要の單位に基き成人に換算せるものなり。

- 成年男子 (滿十五歳以上) 一・〇
- 成年女子 (同) 〇・八
- 滿十三歳以上滿十五歳未滿 〇・五
- 滿十歳以上滿十三歳未滿 〇・四
- 滿七歳以上滿十歳未滿 〇・三
- 滿四歳以上滿七歳未滿 〇・二
- 四歳未滿 〇・一

更に參考として調査農家一戸當平均家族人員を觀るに七・〇人にして内農家の業務に従事する者と然らざる者(被扶養者)とを自作、自作兼小作、小作別に表示すれば次の如し。

種別	農家の業務に従事する者		被扶養者	
	自作 (戸平均)	自作兼小作 (戸平均)	自作 (戸平均)	自作兼小作 (戸平均)
自作 (四十二戸平均)	四・四	四・四	三・〇	七・四
自作兼小作 (四十二戸平均)	四・四	四・四	三・〇	七・四
小作 (四十六戸平均)	三・〇	三・〇	二・〇	五・〇
平均 (百三十戸)	四・〇	四・〇	三・〇	七・〇

又調査農家百三十戸の家族員數を年齢を基礎として分類すれば左表の如く滿十五才以下の者に於て其の割合著しく多く總數の三八・七%を占め年齢の昇るに従つて漸次減少の傾向を觀る。

種別	男子		女子		割合%
	年齢	人数	年齢	人数	
計	七歳以上	三〇人	六歳以上	二八人	一・〇
	七歳	七	六歳	六	二・五
	六歳	七	五歳	六	二・九
	五歳	六	四歳	五	二・八
	四歳	五	三歳	四	五・〇
	三歳	四	二歳	三	三・五
	二歳	三	一歳	二	四・三
	一歳	二	六個月	一	四・四
	六個月	一	三個月	一	六・八
	三個月	一	一ヶ月	一	六・五
	一ヶ月	一	合計	三三	六・八
	合計	三三	合計	三三	六・八
	合計	三三	合計	三三	六・八
	合計	三三	合計	三三	六・八
	合計	三三	合計	三三	六・八

一四、農業所得より家計費を差引たる過不足

調査農家の所得と家計費とを比較すれば所得の總家計費を償ひて餘剩ある農家は九八戸、農家の所得に依りて家計費を償ふこと能はざる農家は三二戸にして之を平均するに差引餘剩額は一戸當百九十一圓二十五錢五厘なり。

次に農家の所得と經常的家計費のみを比較するに調査農家一戸當平均二百八十一圓五十八錢二厘の餘剰に當る。今之を自作、自作兼小作、小作別に比較表示すれば次の如し。

種別	農家の所得	家計費	差引過不足
自作(四十二戸平均)	一、三八三・三〇三	一、一九〇・三三九	(過) 三〇四・〇七四
自・小作(四十二戸平均)	一、二九五・四四五	一、〇七七・〇〇六	(過) 三〇六・二九八
小作(四十六戸平均)	九四一・九三七	一、〇八八・六六七	(過) 三〇六・七七八
平均(百三十戸)	一、一九六・七四三	一、〇〇七・四八七	(過) 三二・二五五

備考 本表家計費中前者は家計費總額にして後者は臨時費を含みます。

一五、過剰農家戸數及不足農家戸數

調査農家百三十戸中農家の所得より家計費を控除したる過剰戸數、不足戸數及過不足額を基準として之を分類せるものを自作、自作兼小作、小作別に表示すれば次の如し。

種別	調査戸數	過剰戸數	不足戸數
自作	四三	三三	二
自・小作	四三	三三	一
小作	四六	三三	一
計	一三〇	九九	三

過剰又は不足金額	自作		自作兼小作		小作		計	
	不足戸數	過剰戸數	不足戸數	過剰戸數	不足戸數	過剰戸數	不足戸數	過剰戸數
五	三	二	二	二	二	三	七	七
四	三	一	一	二	三	一	四	七
三	三	一	一	二	三	一	四	七
二	二	一	一	二	三	一	四	七
一	一	一	一	二	三	一	四	七
百	一	一	一	二	三	一	四	七
百	一	一	一	二	三	一	四	七
百	一	一	一	二	三	一	四	七
百	一	一	一	二	三	一	四	七
計	二	三	九	三	三	三	三	九

更に過剰又は不足額の最高、最低並に平均を自作、自作兼小作、小作別に比較すれば、

種別	不足額		過剰額	
	自作(十一月)	自小作(九月)	小作(十二月)	自作(三十一月)
最高金額	三四・五四五	六六・四六〇	四六・一五〇	七〇・七四五
最低金額	三〇・五四三	一七・八一〇	一七・〇六〇	一三・八九〇
平均	一五・五六六	二二・六〇五	一九・五六九	三三・五九一
				三三・八八三
				二九・五〇三
				七五・三四〇
				二八・二五七
				七八・三五五
				九・二一九
				三六・八八三
				二九・五〇三

備考 本表の平均は過剰又は不足額の總計に對する平均なり。
尙参考として農家の所得より經常的家計費のみを控除したる過剰戸數及不足戸數を示せば次表の如し。

種別	調査戸數	過剰戸數	不足戸數
自作	四二	三	三
自小作	四三	三	三
小作	四	三	三
計	一三〇	三	三

一六、物價表

本表は先に掲げたる一府二十縣の各地方に於て調査したる主要農産物の價格を平均して算出せるものなり。

(一) 米價

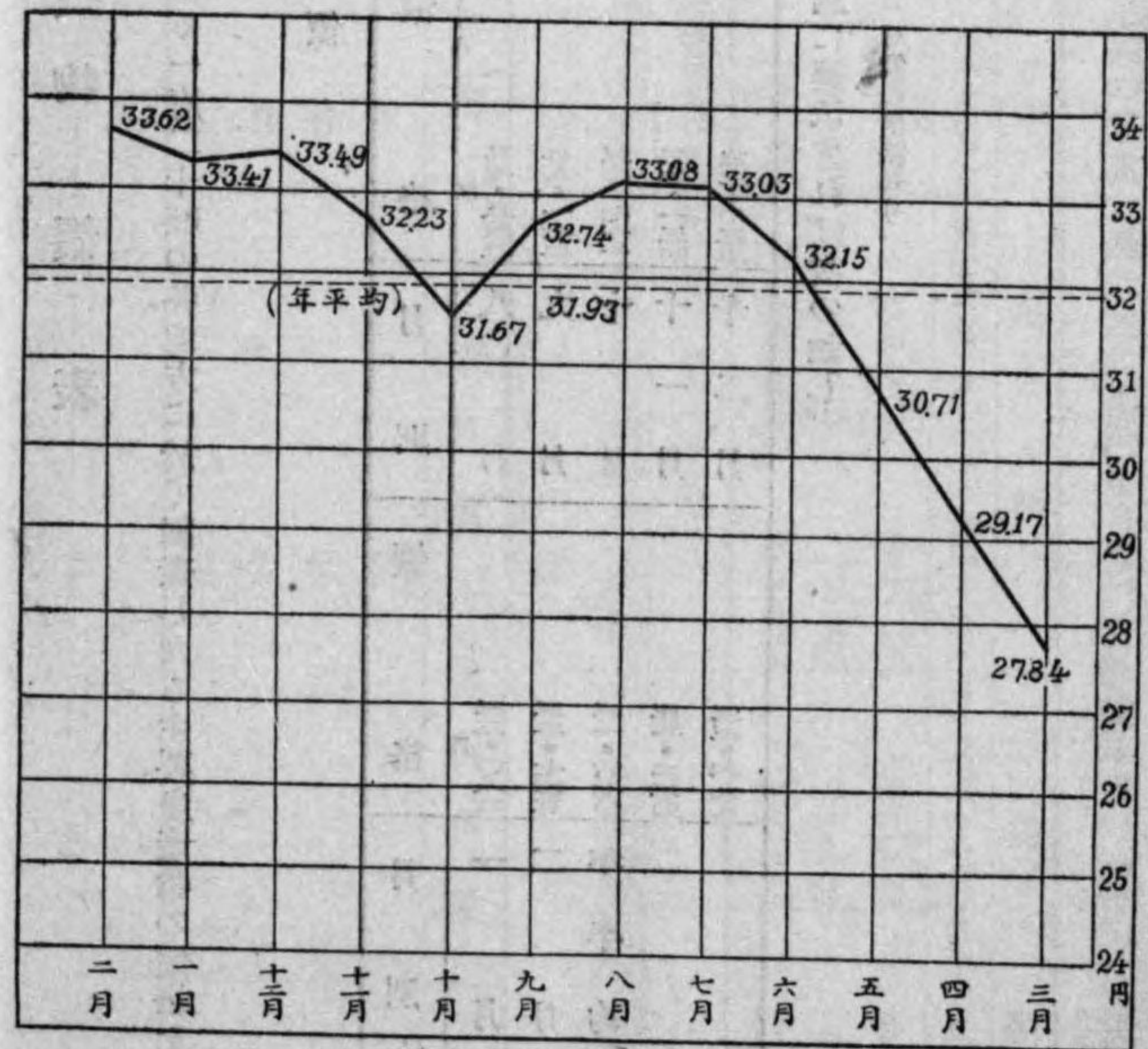
月別	價格	月別	價格	月別	價格
三月	二七・八四八	八月	三三・〇八二	一月	三三・四一八
四月	二九・一七三	九月	三三・七四三	二月	三三・六三二
五月	三〇・七一一	十月	三二・六七〇	年平均	三三・九三三
六月	三三・一五四	十一月	三三・三三〇		
七月	三三・〇三三	十二月	三三・四九九		

更に右米價を月別に圖示すれば次の如し。

備考 米價は玄米一石當の價格なり。

品名	單位	平均	價
大麥	石	同	一〇・三五九
小麥	同	同	一四・九四七
大豆	同	同	一四・七四四
小豆	同	同	二〇・一八二
繭	貫	同	二六・七三五
繭	同	同	一一・四四五
玉	同	同	三・三八九
屑	同	同	三・六五八

(二) 米以外の主なる諸物價(年平均)



14.4
474

昭和二年三月十五日印刷
昭和二年三月十八日發行

農林省農務局

印刷者 石井精一郎
東京市京橋區木挽町一丁目十四番地

印刷所 安信舎印刷所
東京市京橋區木挽町一丁目十四番地
電話京橋二四九四番

終

